

1. 平成23年第2回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成23年3月23日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美

郡上地域医療センター長	後 藤 忠 雄	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡上偕楽園長	牛 丸 寛 司
郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議会総務課長	羽田野 利 郎
議 会 事 務 局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、9番 古川文雄君、16番 川嶋稔君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いいたします。

（午前 9時31分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には18番 森藤雅毅君、19番 美谷添生君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、4番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の野田龍雄でございます。

東日本大震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、大変厳しい避難所での生活を強いられている皆さん方にお見舞いを申し上げます。

今回、この大変な国難とも言うべき大災害に対しまして、日本共産党は、国会におきましても、統一地方選を先送りしてでも、全国民一つになって、この救援に取り組むべきだという提案をしております。残念ながら、被災地だけの選挙の延期というようなことが決められましたが、私どもは、被災地救援に全力を尽くすとともに、この選挙についても、国民の暮らしを守るために政策を掲げて頑張っていきたいと思っております。

それでは、議長さんのお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。順序を少し

2番と3番をかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めは、住宅リフォーム制度の拡充を求める質問でございます。

長引く経済不況の影響で仕事が減り、この郡上の地域経済にとっても……

○議長（池田喜八郎君） 野田議員、変わっとらんね。このとおりやね。

○4番（野田龍雄君） 2番目と3番目。

○議長（池田喜八郎君） 2と3ですか。

○4番（野田龍雄君） はい、2と3でございます。

○議長（池田喜八郎君） はい。

○4番（野田龍雄君） この地域経済も低迷をしている。こういった中で、この住宅リフォームの制度の施行につきましては、市民にとって待たれていた施策であるというように思います。2月1日の施行で、22年度補正の1,000万円の枠は既に交付が決定をされて、その事業費は約8,000万円というようにお聞きをしております。約8倍の波及効果のある大変有効な支援策となっております。

滋賀県のこの報道ですが、近江八幡市では、4,500万の予算で始めたところ、受け付けたその1日ですべて事業がすんでしまったというようなことで、早速次の、これは去年の8月やったと思うんですが、9月にまた再度4,000万円の補正を組んだという報道があります。

市民の皆さんからは、この機会に住宅の改修をしたいという声はまだありまして、今後の展開が期待されます。この制度に対する市民の皆さんの要望もいろいろ届いておりまして、一つは、限度額が50万円ということから、もう少し下げていただきたいと、10万円、20万円でもやってもらえないかという声があります。今回、この近江八幡でも10万円以上の事業と、それから、県内では、可児市が20万円、美濃加茂市も20万円、飛騨市では10万円というような事業の限度額になっておりますが、この郡上市でも、この50万円という事業、なかなかそこまではないんだが何とかしてほしいという声がありますので、拡充をする、引き下げるおつもりはあるかどうか、質問をいたします。

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま御質問ありましたこの住宅リフォームの促進をするための助成制度でございます。これは、目的は二つございまして、一つは、御指摘にもありましたように、現在非常に疲弊、沈滞している地域経済を、何とか需要をつくり出して振興していこうということでございます。それには、この住宅リフォームというのは大変産業的にすそ野が広いということもあって、一定の呼び水となる助成金を出すことによって、この市内の工務店でありますとか関係の産業に対して民間需要をつくり出していただこうと、こういうねらいがございまして。それから、もう一つは、あわせて市民の皆さんの住宅環境の改善ということではないかというふうに思います。

そういうことで、郡上市では、この22年度、23年度と全体で5,000万円を予算化させていただいて、推進をしていこうということで、22年度はとりあえず1,000万円という枠を設定いたしたところでございます。

今、その郡上市としては、事業費50万円で2割助成、そして助成金の限度額は30万円ということでございます。もっと、このいわゆる対象になる事業費の限度額をもっと下げると、こういう御意見でございますけれども、私どもとしては、一つは、できるだけ大きな需要を市内につくり出したと、そういうことで、いわゆる一番最小の事業費を50万円と設定したところでございます。

今回、先ほどもお話がございましたが、約1,000万円の呼び水、助成金に対して、約8,000万円の工事計画ということで、約36件の申し出があったということでございますけれども、平均をいたしますと、かなり事業費に対して、事業費というのは当然、そういうことで募集をしているから当然ではございますけれども、かなりの高い金額での工事の件数ということになっております。

考え方としては、もっと小さいものを細かく拾うべきだという考え方もあるかと思いますけれども、私ども郡上市としては、例えば、もしそうした非常に細かいものでバリアフリー等の住宅改造をやるというような方々に対しては、例えば介護保険のほうでも住宅改修というようなことで、要支援、あるいは要介護の皆さん方に対しまして、1件大体事業費としては20万円を限度にして、その場合は介護保険ですから、むしろ今度は逆に9割の給付があると、1割の負担で済むと、こういうような制度もあるので、まずそういうその制度をぜひ満度に活用していただきたいというふうに思っております。

ちなみに、平成23年度でいいますと、この介護保険の特別会計のほうで、要支援の方々に対しては、そういう介護予防の住宅改修の経費として50件分、400万円を予算化しておりますし、また要介護の皆さんの家庭で、もしそういう住宅改修をおやりになる場合には、全部で137件分、1,000万円の助成を用意いたしておりますので、こうしたものをぜひ御利用いただきたいと、また、そのほか一般会計のほうでも、高齢者のいきいき住宅改善事業というようなことで、これもやはり所得に応じて30万円を限度にいたしまして、とりあえず8件分、240万円予算化してございますし、障がい者のための住宅改修についても、若干でございますが予算化してございます。そうしたものもお使いをいただければというふうに思います。

この住宅リフォーム制度で、さらにその辺の制度をどうするかということは、今とりあえずこういう形で滑り出しまして、またいろいろと状況を見ながら検討は加えていきたいというふうに考えております。

(4 番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4 番（野田龍雄君） 今のところはこの形でということですが、お話の中にも、今後様子を見たい

ということでしたので、とりあえず補正予算1,000万円、来年度予算4,000万円ですので、かなり多くなるということで、その内容の検討はぜひお願いしたいと思いますし、その次の質問にも、内容的にもいろいろあったんですけども、ちょっと時間的に後きつくなりますので、申しわけありませんが、要望ということで、事業内容についても、この趣旨に沿うような形で事業要求についてはぜひ取り上げていただけるような弾力的運営をお願いして、次へ進めさせていただきます。

2番目ですが、通告3番目にありましたのをちょっと先へ持ってこさせていただきました。国保税の引き上げについて質問をいたします。

23年度の国保税の引き上げ案が提案されております。市民は、現在でも国保税の負担の重さに耐えかねております。国保税の引き上げ分は約1.1億円でございます。今年度分は、この1.1億円何とかならないかというように私考えておりますが、市としては、何とかこの支援をとということで、保険税の引き上げを抑制するということで、市としても一般会計から繰り入れをしたいと、そして基金からも繰り入れて、何とかことはこういう格好でやり、被保険者の負担もお願いしたいということでございます。

詳しくはまた次の質問をしますが、私は、郡上市の建設事業費が大変大きいということをちょっと考えております。ことは中学校の建設もあり膨らんだということですが、例年郡上市の建設事業、これは広い地域でやむを得ない部分もあります。けれども、内容的には本当にそれが緊急かつ効果の広がるものであるかを十分検討して、できるだけこれは抑制をしていくと、現に抑制して国保をやってきておるわけですけども、一層のそうした努力が必要であるというふうに思っております。

そういった点で、この郡上市の予算の配分を見ますと、まだこの保険税を本当に困ってみえる人たちに負担をふやすのではなく、何らかの形での取り組みはできないかというのを私は思っております。そういった点で、委員会等でも市長のお考えをお聞きしたんですけども、この場であえて再度お聞きをし、そういった工夫はできないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今回、国民健康保険特別会計におきまして、この国民健康保険税の国保税の税率改定等によって、平均、マクロでいって10%相当の引き上げをお願いするわけでございます。

その背景は、たびたび申し上げておりますように、これは被保険者の皆様、あるいは市民の皆様にも御理解をいただきたいところでございますが、ここへまいりまして大変この国保の支払わなければならない医療給付費が非常に急増をしているという背景がございます。21年度と22年度とを比べますと、約2億円の医療給付費が増加をしているということでございます。今度は逆に、その反面、景気の低迷等によりまして、被保険者から納めていただく税のほうは逆に、21年度と22年度と

を比べますと相当、1億円弱、今度は逆に減収をしていると、こういうことでございます。

これを23年度へ持っていきますと、医療給付費はアップ、相当伸びるだろうと、逆に、このままですと国保税の収入はなお落ち込むだろうと、こういうことで、私どもの試算としては、23年度はこのままでいくと3億円ばかりの国保税、国保会計に穴があくだろうと、こういう試算をしているわけでございます。

そういう中で、何としてでも、被保険者も大変厳しい状況ではありますが、約今年度に比べて1億1,000万円余ぐらいの国保税の増収が図れるような引き上げをぜひともひとつ受け入れてもらいたいと、こういうことでございます。

本来は、これだけでは、国保税だけの増収で賄おうとすると、10%の引き上げでは済みませんで、恐らく二十七、八%とか、3割近い引き上げをしなきゃいけないわけでございますが、そんなに急激に上げることはできないので、来年度は、少なくとも御指摘にございましたように国保特会のほうにも若干の基金のまだ残高がございます。それを約1億円ばかり取り崩し、さらにその一般会計、財政状況が厳しい一般会計から1億2,000万円ほどを財政調整基金から繰り入れて、さらにそれを特別会計へ繰り入れると、こういうやりくりをするわけでございます。

こういうことでございますが、このやりくりは、23年度はそういう基金がございますのでやりくりができるわけですがけれども、24年度になりますと、その基金はもう当てにできませんので、そうしますと、仮に1億円余の国保税による増収を図ったとしても、場合によると医療給付費が伸びれば、24年度は逆に一般会計から3億円を超すその繰り入れをしなければいけないと、こういう形で、25年度はさらなるまた繰り入れの増ということも考えられるという中で、被保険者の御負担も考え、そして一般会計のほうの負担能力というものも考えて決断をしたぎりぎりの線であるというふうに認識をいたしております。

その一般会計のほう、もっと建設費を縮めれば幾らでもということはないんですが、もっともつとその国保税のほうに支援ができるじゃないかと、国保会計のほうに支援ができるじゃないかというお説ももちろんあるわけでございますけれども、国保の仕組みは現在郡上市民の約3割の方が加入をしておられると、こういうことでございます。片一方、一般会計というのはやはり市民全体の財布でございますので、それを全部その引き上げをしないで一般会計の繰り入れに頼るということには、やっぱり一定の節度、限度というものも考えていかなければいけないということでございまして、こういう保険の仕組みの中で国に対するいろんな要望とか、いろんなこともあるわけでございますが、今回のような引き上げを何としても御理解いただければということで、他の自治体ではもう少しいいですか、相当思い切った引き上げもされているところもあるようにお聞きをいたしておりますが、ぜひとも今回の引き上げについては御理解をいただきたいと、かように考えております。

(4番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） なかなか困難であるというお返事ですが、私、この膨大な資料をいただきまして、一生懸命見たんですけど、なかなか大変難しい内容になっております。

そして、困難な状況にあるということはわかりますけれども、まず一つは、郡上市の国保税は非常に高いというように私感じております。県の平均と比べてもちょっと上になっておりますし、その理由である医療費が今も高くなっておるというように言われましたけれども、これも実際かかっている医療総額といいますか、そういうものや、それから給付で来るもんなんかと、こう考えますと、ちょっとずれがあるようですけれども、内容を見ると、ほぼ県下では中位、21市ある中で11位とか、1人当たりで見ますと15位であるというように、この表では見られるんですけども、そういう状況ですので、郡上市の市民はかなり割高な国保税になつとるんじゃないか。

ちょっと調べてみますと、ほかの町村では一般会計を繰り入れたり、あるいは県や給付金の違いが市によってあるもんですから、そういう違いがあると、この違いも何とかならんかしらんと私は思うんですけども、そういった点での検討をして、何とかもう少し郡上市もほかの市と同等の負担であれば、市民の皆さんも納得できる。

もちろん、国保税というものが非常に重いということは事実でありますので、そのことは当然のことで、これでよしということではなく、全国でも値下げをしておるところもあります。もちろん、その郡上でもできたら僕は値下げをということのをこれまでも何度も言っておるんですが、それは今の事情の中でなかなかできないという声のほうが強いわけですけれども、こういった状況を考えますと、もっと我々はそういった点を研究して、何としてもこの厳しい国保税の会計を苦しい立場の人たちに押しつけるのではなしに、解決する道を探るべきであるというように思います。

大体所得200万円以下の人が七十何%というような状況です。私、郡上の所得はどうなんかっていって、ちょっとこの間資料をいただきましたら、ちょっと調べると、所得総額、これはこの3年間でみんな変わつとるんですよ。物すごく減ったところもあれば、上がっておるところもあって、いろんな事情で変わるわけですから一概には言えませんが、郡上は、たしか私が考えると10位になつとるというふうに見ました。11位かもしれません。

しかし、その前の年、その前の年を見てもっと低くて、郡上は、私は所得はかなり低いのに、高い国保税を出さなければならないというふうに見とるんですけども、そういった点で全体をよく調べながら、この国保税のあり方、そして市民の負担のあり方について、ぜひ検討していただきたい。今回の改定についても再検討はできないのかというようなことを申し上げるわけでありまして、この点についての市長の御見解をよろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、この国保税、あるいは国民健康保険のこの仕組みというのは大変複雑な面もございます。国から参りますいろんな国庫支出金であるとか、あるいはまた、この国保会計の中には後期高齢者の手前の前期高齢者というような方々が入っているわけなんですけれども、そういう前期高齢者の交付金というような制度もあって、そういったものが、例えば比較的国保税を低い水準に抑えている県内の市町村と比べると、そうったところはかなり、この例えば前期高齢者交付金を1人当たりたくさんおもらいになっていると、郡上市はそれより低いというようなことから、国保会計全体のやはりどうしても国保税という形で負担をしなければならない総量が違うというようなことが恐らくあって、そういう問題というものが生じてくるというところでございます。

しかし、本質的には、やはりこの国保の仕組みが、こういう医療給付費、国や県で医療給付費、建前、全体、マクロとしては50%ほどで、あとは被保険者からの国保税とそのほかいろんな仕組みのある交付金があるわけですが、そういうようなもので賄わなければならないという仕組みの中で、いわばお互いに助け合って持ち合わなければならないという仕組みの中では、どうしても所得が低いかからその負担をしなきゃならない部分が低くて済まされるという問題ではない部分がございます。

そういう意味では、いわば一種のそれぞれ負担に、その所得の限度、いろんなケースに応じて、その国保税のその負担額にはいろいろ細かい配慮がしてございますが、しかし、要は、その仕組みの中で被保険者が負担をしなければならない部分は何とか話をつけて、割り勘でそれだけは負担をしていかなきゃいかんという問題があるわけでございますので、これは制度的な、ある意味では不可避的な状態ではないかというふうに思っております。

御指摘のように、よく今後とも研究はしてまいりたいというふうに思いますし、先ほども申し上げましたように、制度的な問題があるわけですから、国に対する要望であるとか、あるいは議論としては、こういう国保の制度というものも保険者を個々の市町村にするんじゃなしに、例えばもっと広域化をすべきであるとかというような制度論もいろいろございますので、そういう点も今後御指摘のように検討はしてまいりたいというふうに思っておりますが、今回御提案を申し上げた点については、これは先ほどからも申し上げておりますように、被保険者の御負担のことも考え、そして市の財政も考え、また先ほども申し上げましたように、そのほかの制度にいろいろ加入しておられるいろんな各種の保険の方もいらっしゃるわけですから、そうしたことをいろいろと考えた末の一つの結論ということでございますので、ぜひとも被保険者の皆様方、そしてまた国保の対象でない皆様方にも、全体として御理解をいただきたいというふうに考えております。

（4番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） なかなか難しいというお返事でしたが、この国保の負担がなぜこん

なに重いかという理由は、一つは国の負担が減らされてきたということがあります。今回、郡上市議会も、そういった国への要望を出そうという動きが今されて、盛り上がっておるといふふうにはお聞きしておりますけれども、ぜひともそういった点での改善やその他の制度の仕組みの中でも我々も勉強して、何とかしてそういうことができないかということ、そしてほかの仕組みで低所得者の方に対する減免措置等がもっとできないかというようなことも考えております。

そんなようないろんなことの中で、今830件ほどある滞納者の方が、これはもっとふえると思うんですね、国保税が上がれば。それでは実際に入ってこんわけですから、何とかして、その方たちも今少しずつ分割納入されたりして努力をされてはおるんですよ。毎年、前年度の分が入ってきますからね。そういう中で、何としてもこれ以上負担をふやさずにこの国保会計をやっていけるような道を探るべきではないかというふうには私は思っております。

そういうことで要望だけ申し上げまして、時間がありますので、次の最後のところへ入らせていただきます。

農業の内発的な振興という書き方をしましたけれども、今、地元の重要な基幹産業である農業、大変厳しいところにあります。そして、農業ビジョンを見ましても、何とかしたいということで市も真剣に取り組んでおられます。業者の皆さんもそうです。そして、消費者の皆さんも、地元の食材を買って、いいものを食べたいという強い気持ちがあります。

みんなで力を合わせれば、何とかこの振興を図れるんじゃないかというように思っておるんですが、1点目の質問は地産地消の問題でございます。これについては、以前からこの必要性が言われ、取り組みもなされておりましたし、何度かこの議会でも質問もありました。特に、学校給食での取り組みはどうなのかということで質問があり、思ったより少ないなというように以前思ってたんですが、ことは少しふえたんじゃないかというような御答弁もありました。

きょうは、この点について、どういった点で進展をしてきているのか、人材の確保とか農産品の掘り起こしなど積極的に推進すべきではないかというふうに思いますので、その点での取り組みの実情や今後の方向についてお伺いをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） ただいまの学校給食の関係の地産地消ということで御質問を受けました。

まず、この学校給食の関係、前からいろんな場で話をさせていただきましたが、やはり給食センターと生産農家が非常に連携しながら、今、食材導入の関係の増加を図っているという状況でございます。

それで、やはり今、今年度から、前も言いましたように農家の登録制度と、いうのを進めてまいりました。そこで、22年度においては34の農家と団体の方に納入していただいております。この

登録された方は、生産農家のデータ、これは市内の全域の給食センターにおいて共有化していただいております。特に、生産農家と各地域のセンターが連携を密にして進めておるという状況でございます。

それで、21年度のこの市内産の納入量が8,627キログラムに対して、22年度は1万4,895キログラムということでございます。9%から16.9%まで伸びてきておるという状況でございます。ある程度の成果が上がってきておる状況ではないかなと思っております。

それで、やはり一番大事なことは、互いに農家の方と給食センターの役割を明確にしていくということをしてしながら、やはり市内の納入率を20%までは押し上げていきたいなということで、今着実にその辺のことを進めておるということでございます。

それと、もう一点の今後の地産地消の方向性なんですが、これにおいては、地産地消ということではないんですが、やはり地産地消を進めていく上にも、生産農家の方々のやはり栽培講習会とか農薬の講習会等々を朝市連合という中で行ってございます。そういうやはり安心・安全面等々のことも考慮しながら、市としても、その辺については積極的に進めていきたいなと思っております。

それと、学校給食、まず今は学校給食とそういう販売戦略、品質の向上を進めながら、まずはそれを進めていくと、ただ段階的に次のステップとしては、やはり市内の量販店、また加工団体に供給していきたいなと、その次には、やはり市内の飲食店において地産地消のメニューを開発していただいたり、利用促進を促していきたいなというふうに考えてございます。

(4番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 一定の努力もされて、しかも、今後それをもっと広げていきたいというようなお話であったというように理解をしております。学校給食だけではなしに、もっとほかのところへ広げていかなきゃならないなということを思っていましたので、そういうお話もありましたが、今後の努力、生産者の努力も要りますし、支援する側の努力も要るということですが、生産者の側はなかなか大変やというようなこともお聞きしております。いろんな支援の中で両方が力を合わせて、より地産地消が進むことを期待したいと思います。

続きまして、獣害の問題なんですが、これは大変深刻でありまして、私もおとつい、イノシシが夜、家の裏、すぐ裏なんですけど出て、掘り返しまして、そして朝になったら、また新しく掘っていたと。休みでしたので、さきおとついですが、役場へ電話してもおいでんし、どうしようかしらんと思って相談したいと思ったんですが、近所の猟友会の方と相談をして、ほんならこうしようかというのを相談したんですが、おりもあって、去年は裏山で十何匹とれとるんですよ。けれども、このごろはちょっともかからずに、そうやって上手に入ってくるというような話でしたので、やった人も、せっかくこれから春始めようと思つとったら、こんなことやってというようなことで落胆

をされていましたが、この市もこうした問題については対策に力を入れてみえます。いろんな資料もいただきましたが、有害鳥獣捕獲実施要領であるとか、その他いろんな予算にもさくの補助とか、それからいろんな施策があるようですけれども、実際に困ったという声のほうが大きいものですから、これ何とかならないかというように思っとうんです。

きょうは、もう時間もありませんので、簡単に獣害の実態といいますか、生息数をどうやって把握してみえるのかとか、あるいはこれは予察捕獲許可というようなことがあるそうですけれども、そういったことがどのようになされておるか。また、猟友会の皆さんの活動は非常に大事だというふうに思いますけれども、だんだん高齢化というようなこともありますし、申請も大変やというようなことをお聞きしましたもので、そういったことについての支援がどうなっているか。それから、獣害対策の全体像についてもお聞きをしたいなど、今後どういうように進めていかれようとしておるか。

時間が本当になくなって申しわけありませんが、あと一つありますので、ちょっと短くお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） たくさんの御質問ですので、短くといってもあれですが、お答えをいたしたいと思います。

まず、この獣害という問題ですが、一方では生物多様性の確保というようなこともあって、むやみにその種を絶滅させてしまうような形では捕獲、駆除等ができないということもございますが、簡単に言いますと、現在、県のほうで生息数等がつかめているものはツキノワグマだけでございまして、これについては一定の推計方法で岐阜県全体に1,228頭から1,430頭ぐらい、平成20年度の調査でいるんじゃないかというようなことで、やはり一定の捕獲目標数といいますか、そういうものを定めて捕獲してると、したがって、やむ得ない場合は捕殺をいたしますが、場合によっては学習放獣という形で再び山へ帰すということもいたしております。

県では、今年度、ニホンジカについて、やはり県全体のそういう生息数を一遍調査をしたいと言っているということでございます。イノシシについては、たくさんおりますので、まだそういう調査の予定はないということでございます。

それから、予察捕獲許可という問題でございますが、これは実際には現在、中電等が、鉄塔、送電の鉄塔等の保守をやるときにカラスの卵、ひな等がおる場合に、一定区画もしそういうものがおったら駆除させてくださいねという手続をとってやっているということでございます。

それから、やはり駆除ということが非常に大切でございますので、猟友会等との連携は非常にしっかりやらなければいけないというふうに思っておりますし、その一つとして、毎年行われます狩猟登録等の手続等については、市の担当課等で相当そういう手続等についてのサポートをしておる

というのが実態でございます。

それから、獣害対策の全体としては、やはりこれは一本わざではいけないわけございまして、やはり恒久的な補助、防護さく等の設置をするところはする。あるいは新年度からはモンキードッグというような形で、猿を追っ払う犬の導入というものも試行的にやってみたいというふうに思っておりますし、それから特に、やはり駆除には、当面やはり郡上市の場合は個体数調整ということで駆除をしっかりとやらなきゃいかんというふうに私は認識しておりますので、奨励捕獲金等についてもこれまでよりも2割アップということを考えております。それから、ニホンジカについては、特にその出没しているところが激しい明宝、和良、西和良地域では、猟友会の関係者等の御協力もいただいて、一斉駆除というような形の特別駆除の対策等も講じたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、獣害対策、今後とも力を入れてやってまいりたいというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 時間がなくなったわけですが、これらと関連をしまして、T P Pという協定も、これは農業については大きな影響があると思いましたので、市としてもどういう姿勢でみえるのか、これはひとつ表明していただきたいと思いましたので、本当少ない時間で申しわけないですが、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） T P Pの問題につきましては、これは私も非常に重要な問題であるというふうに思っております。農業だけでなしに、T P Pは、金融であつたり保険であつたり医療であつたり、各種のサービスそのものについても、完全に障壁を取り払ってしまつて自由化するというような形になりますと大変な問題でございますので、現在政府が打ち出しているT P Pへの早期の例えば加入というようなことは、いかにも唐突感というものが否めないというふうに思っておりますので、郡上市は農業も抱えておりますし、工業ももちろんございますし、その他いろんなものもございますけれども、やはり基本的には慎重な取り組みを望みたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で野田龍雄君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、15番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） おはようございます。

議長より質問のお許しをいただきましたので、これより通告に基づきまして市長さん並びに後藤地域医療センター長さんよりお考えを伺いたく思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

質問に入る前に、去る3月11日、東北地方を襲いました東日本巨大地震により、戦後最大の犠牲者、また安否確認のできない方、行方不明者、そして家を、最愛の家族を一瞬にして津波により奪われました方々、さらには郡上市内でも御親戚等で今なお連絡がとれず心を痛めておられる皆様方の御心情を思い、心からのお見舞いを申し上げます。どうぞ一日も早い復興を願わずにはおられません。

けさもまた強い余震が続いておるようでございますが、被災地の皆様、そして関係の皆様のどうか頑張っていたきたいと、そんなことを祈念するものでございます。

さて、今回は3点について通告をいたしておりますが、きょうまでに15名の議員各位の熱の入った質問が終わり、特に長良川鉄道については、私の質問とバッティングしておりまして、既に答弁が言い尽くされた感もありますので、時間が残れば、一つだけ提案をさせていただきたいと、そんなふうに思います。

そこで、そうしたことで少し時間の余裕ができてまいりましたので、まず23年度の予算の中で市長の提案につきまして、特に2点については、これは評価をさせていただきたいということで申し上げます。

一つ目は、各振興事務所長の所長を次長級に格上げをいただくこと、それから各所長配分予算の確保につきましては、新年度は厳しい財政の中、3,470万円増の4,960万円を計上していただいたこと、これによって、弱体化されつつあると言われております各振興事務所長の手腕が大いに期待をされ、また、これがまた頑張ってくれるものと思っております。

二つ目は、今ほど野田議員からもございましたが、鳥獣被害防止対策でございます。23年度本格的に取り組んでいただきまして、予算的にも総額で合わせますと3,200万円、前年比1,200万円増を計上していただきました。これを実現していただければ、農地の復活、そして野菜づくり等、農家の皆さんが今以上に意欲的に前向きに取り組んでいただけるようになるものと期待をしております。一日も早い執行をお願いしたいと思っております。

少々長くなりましたけれども、これから質問を始めたいと思っております。

まず、第1点目でございます。少子・高齢化並びに人口減少が拍車をかける限界集落、郡上市ではつくらないためにどうしたらいいのだろうか、市長に伺います。

2007年4月、国土交通省は、全国の調査で限界集落というものを、これは65歳以上が半数を占め

る集落というそうですが、全国に7,873カ所あると公表をしております。あれから4年が経過、郡上市の人口も、さきの国勢調査速報では、主に自然減とはいいいながらも、2,994名、1年に750人弱が減っている実情でございます。

日置市政では、持続可能な地域実現を目指して、集落総点検・夢ビジョン策定などを進めていただいておりますが、市内の集落の形態は、数十戸から数百戸と非常に多様な集落が広大な郡上市に散在しております。特に、枝洞と言われるような十数戸の集落では、5年先、10年先には集落として維持、生活できなくなる、つまり限界集落という名がふさわしいのかどうか分かりませんが、そういった出現が心配されます。

例えば、明宝地域での高齢化率を見ると、全世帯数579戸のうち、ひとり暮らしの高齢者世帯が57戸ございまして約10%、また75歳以上の高齢者世帯は127戸で全体の22%強、つまりおよそ4世帯に1世帯が75歳以上の高齢者世帯となってきました。こうした世帯は、明宝に限らず、郡上市内の枝洞の小さな集落にはまだまだあるのではないかとということを見受けられます。今後、さらにまた増加するのではないかと考えられます。

これら山間地の枝洞にある十数戸の小さな集落は、将来にわたって持続可能居住地として成り立つかどうか。例えば、現在行われている集落総点検などの作業の過程で、そういった問題点が浮き彫りになってきているのでしょうか。あるいはまた、その対策についてどんなことを検討されようとしておるのか、市長に伺います。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

いわゆる集落の今後の維持という問題でございます。全国的にも集落が非常にそれぞれ高齢化をしていて、お話のあったような限界集落というような、65歳以上の方の占める割合が50%を超して、いろいろとコミュニティとしての行事をやったり、いろんなことをやるのに差し支えができていくという、そういう状況があるわけでございます。

よく、集落の問題は、まず人口の空洞化という形で人口が減少し始める。そして、農地、林地が荒廃するという土地の空洞化が起こってくる。そして、その集落を維持していく集落機能というものの空洞化が始まる。そして、もう何をやってもだめだというあきらめと誇りを持てなくなるという心の空洞化がやってくると、こういう4段階ほどがあるというようなことがよく言われるわけでございます。

そういう中で、本当にそういうことにならないように、何とか食いとめていきたいというふうにしておるわけで、集落の総点検・夢ビジョン策定事業等、あるいは今年度、自治会ごとのきずなづくり応援事業というようなものを予算化したところでございます。

今後とも、やはりその集落が置かれているいろんな不利益な条件というものの例えば道路であるとか、そういうものの整備であるとか、先ほども話題になりました獣害対策であるとか、いろんなものもやっていかなければいけませんし、それから論者によっては、必ずしも65歳以上の人口の比率だけが問題ではないと、むしろその集落に例えば30歳から64歳ぐらいの元気のいい壮年層の方が10名おれば、何とかその集落は維持していけると、それが5名になるとちょっとえらくなくなるというような、壮年層そのものの部落を、よし、おれたちの集落を守っていこうという意識を持って立ち向かっていただける壮年層がかなりの集落でも10名おれば、10人の侍がおれば、何とかやっていけるというような見方もあるわけでして、やはりそういう観点から、やっぱりそれぞれの集落ごとの必要なその集落を維持していける一つは、絶対数としての人の確保という問題も大事ではないかというふうに思っております。

いろんな対策を打たなければいけないと思っておりますが、私としては、やはり今後とも市民の皆さん、そこに住む住民の皆さんが、どっこい生きているということで生活をしていくという強い意思を持っていただいて、そしてやはり後の世代、これはいろんな組織にも人事政策というものがあるわけなんですけれども、個々の集落や家庭にもやっぱり人事政策というものが、だれにこの後をやってもらおうかとかというような、やはり強烈的な意思、ビジョンもなければいけないというふうに思っております。

市としましては、今後、そういう意味でやはり必要な眼目の一つは、やはり人的支援ということではないかと思えます。今、それぞれの地域にモデル的に、地域頑張り隊であるとか、地域応援隊であるとか、地域協力隊であるとかという形で、いろんな都会育ちの若い方々を導入したり、いろんなことをしておりますが、そういうことの延長の上に、やはり集落ごとにどうしてもそういう何らかの手助けが必要、支援が必要なようなところには、今後、集落支援員のようなものも検討をしていく必要があるのではないかというふうに考えておりますが、こうしたことは、今そうやって頑張り隊、協力隊、応援隊というような形で投入している、そういう人的支援のさらに発展をした形態のものとして考えていきたいというふうに思っておりますし、それから市役所の職員も、それぞれの地域に出身者もおりますし、そういう職員が、やはり先ほどもお話がございました振興事務所の職員を中心にして、やはり行政がそれぞれの集落にちゃんと目配りをしてるよと、見放してないよというメッセージを送りながら、やっぱり頑張っていってもらふ必要があると、こういうふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ありがとうございます。今非常にいろんな角度から進めていただいておりますことにつきましては、重々承知もいたしております。

もう一点だけ、今の市長のお言葉の中で、若い人が元気でおってくれれば僕もいいと思いますが、どうしてもこの小さい集落で奥地のところでひとり暮らしなんかされている方、特に女性の場合は、雪が降ったりするとどこへも行けないと、ことしも1カ月ぐらい買い物にも行けなかったというようなことの例がございまして、どっか、高根町かどっかでやっていますけど、例えば冬季に限っては、その雪の少ないところへ出てきて、そこでそういう元気なお年寄りたちっていいですか、お互いに助け合って共同生活できるような、そういう共同住宅的なもの、あるいは公共施設や空き家を使うということもあるかと思いますが、そういった部分でのその援助策というものは将来僕は必要でないかなと思いますが、その件についてはどうでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 今のお話は、高山市、旧高根村地区で、たしか教員住宅を活用しているかと、跡っていいですか、それを活用してかと思いますが、冬季の間、ひとり暮らしの高齢者が集まって共同生活をされる。それに対して生活をサポートするという「のくとい館」とかっていう名前だったかと思いますが、冬の間、ひとり暮らしで寒い思いをしないように、のくとい生活をしてもらえるようにということだと思いますが、私は、そのことは今後郡上市においても十分考えていかなければならないことではないかというふうに思っております。今後の一つ重要な検討課題として考えていく必要があるというふうに考えております。

（15番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ありがとうございます。

限界集落、65歳が定義でいいのかどうかということも僕は思いますけれども、市長、ぜひそういう点でまた全体を見ていただきながら、何とか持続可能な市が郡上市にずっと残れますように御尽力をいただきたいと思います。

それでは、2点目に移らせていただきます。2点目は、平成23年度郡上市国保特定健診受診率65%達成策についてということでございます。

きょうは大変お忙しい中を郡上市地域医療センター長の後藤先生、私の質問のために、市民の健康、貴重な時間を割いていただいております。ありがとうございます。

既に御承知のごとく、平成23年度郡上市の国民健康保険特別会計は、国の国保への財政支援対策に今後の期待する中で、とりあえず23年度の措置として市も1億円をこの会計へ繰り入れるなど最善を尽くす中で、それでも全体で10%の国保税の増額が必要だということで、今議会で提案をされております。

市民の所得の減少等もありまして保険税の収入の減少がする中で、医療費の給付費は文字どおり年々増加、特に社会的、経済的に弱い立場の方を多く抱えている国保の構造的な課題もこの国保会

計の赤字に大きな要因となっていることは、もう既に市当局の資料や説明等で十分承知をいたしております。

この厳しい国保会計を改善するには、市民の病気の予防、早期発見等によります医療費の抑制、もうこれしかないのではないかと私は考えるものであります。

しかしながら、40歳から74歳にかかる平成21年度市の特定健診受診率は、市全体で45.6%と、国が平成24年度までに達成目標としている65%には大きな乖離、ほど遠いものがございます。

市当局も、新年度は予防接種助成に1億4,193万円を計上していただいたりして、これは昨年比9,150万円の増ですが、とにかく市民の病気予防対策をしようということで取り組んでいただいておりますが、やはり市民の協力が得られてこの特定健診の受診率がどうしても上がらないことには、やっぱり重い病気になってしまってからかかれば医療費もかかると、こういうことではないかと思えます。

長年、和良地域で地域医療として豊富な経験と実績、特に受診率は和良が抜群の市のトップを誇っておると思いますけれども、そういった見地から、どうかして郡上市民の皆さんに理解していただいて、この達成率を23年度実現に向けて、我々議会も頑張らなきゃいけないと思いますが、その専門的な見地から、いいアイデアをぜひお聞かせいただきたいんです。そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 後藤郡上地域医療センター長。

○郡上地域医療センター長（後藤忠雄君） それではお答えいたします。

最初に御理解いただきたいことは、健診受診率自体は、健診受診率の数値を上げるということがやっぱり最終的な目標ではないと、やっぱり一番大事なことは、郡上市全体の健康づくりをどうやってやっていくかというふうな目的のもとで、その中の一つの目標の指標として健診受診率があるということを御理解していただいた上でこの議論をしていくことが1点大事な点だと思いますので、ぜひそれを御理解いただきたいなというふうに思います。

さて、清水議員がおっしゃられましたように、平成20年から特定健診・特定保健指導という制度が国の政策として開始されました。今までのいわゆる一般健診との違いは、内蔵肥満症候群というメタボリック、いわゆるメタボリック症候群ということに注目したということ、それから健診の実施義務が国民健康保険とか、あるいはけんぽ協会とかといったその保険者に与えられたということ、それから健診を単に受診して、その結果をもらえばいいというふうな仕組みから、保健指導もちゃんとセットで加わって、健康づくりにうまくつなげていこうというふうな制度になったこと、さらには、健診受診率とか保健指導率とか、その先ほど言いましたメタボリック症候群、メタボリックシンドロームの減少率といった項目に関して、国がある程度の数値目標を設定したというふうなことが特徴として上げられると思います。

40から74歳の国保における健診受診率は、そうしたことで国の数値目標としては65%といったものが設定されております。

さて、では、郡上市においては現状どうかということなんですけれども、40歳から74歳の国保における健診受診率は、平成20年が43.5%、昨年21年が45.6%ということになっておりまして、まだなかなか国の数値目標までには達していないのは議員がお示しになったとおりでございます。参考までに、旧の町村別で見ますと、30%台というふうなところから60%を超えるようなところまで幅広い差がございます。

したがいまして、受診率が高いような地域もありますので、そうしたところのノウハウをできるだけ市全域の中で広めながら、健診をどのように皆さんにお受けいただくかというふうなことを考えていく必要があるかというふうに思います。

そうした背景があるわけなんですけれども、健診というのは、なかなか皆さん重要性は頭の中でわかっていても、行動に結びつかないといったことをどういうふうに受診ということに結びつけていくかということを考えなければいけない。それに際しましては、二つの側面を考える必要があると思います。一つは、市民の皆さん御自身が健康を考える重要な場として健診を位置づけていただけるかどうかという点が1点でございます。もう一点の側面としましては、実際健診自体を受診しやすいようなきちんとした環境づくりということで展開できているかどうかということだというふうに思います。

この後者のほうに関して、つまり受診しやすい環境づくりということに関しましては、特定健診開始とともに、今回は先ほど申し上げましたように保健指導、保健師さんとの健康の相談とかということを含めてやろうというふうなシステムになっていますので、そういうシステムを郡上市の中に導入するということで、健康福祉部とともに我々のセンターも少しかかわらせていただきながら、地域で行われている集団健診の仕組みを、少しこのシステムの再構築を行うとともに、特に郡上市医師会の皆様に非常に御協力をいただきまして、医療機関健診の充実も図っているというふうなのが今のところでございます。

集団健診受診者に限ってですけれども、実際満足度評価をさせていただきますと、非常に満足度に関しましては一定の評価を得ておりますので、システムとしてはまだまだ今後もいろんな意味で質の向上を図る必要はあるとは思いますが、比較的うまいシステムで動いているんじゃないかなというふうなことは思っております。

いずれにしても、先ほど言いましたように、重要だということであることはわかっていても、健診を受けるという行動に結びつけるためには、健診を受けてよかったなといったような健診の仕組みを維持することは大事ですので、そうしたことに、さらに我々も含めて一層の努力をしていきたいなというふうに思っております。

一方、前者ですね。つまり市民の皆さんが自身の健康を考える重要な場として健診をとらえていただけるということに関しましては、やはり今まで以上に、市民の皆様、議会の皆様、あるいは我々も含めて、さらなる御理解、御協力が必要かなというふうに考えております。

先ほど私自身のことの御紹介もありましたが、私も20年近く和良のほうでお世話になりまして、その健診の業務もいろいろな形で携わらせていただいておりますけれども、もちろん受診しやすい環境づくりというのでいろいろなシステムはつくってまいりましたが、何よりその重要なことは、住民の皆さんが健診に対する思いとか、あるいはその健康をつくっていこうと、郡上市の中で非常に健康なまちづくりをしようというふうなこと、思い、意識、価値観、そうしたものがどれだけ皆さんで共有できて、实际行动としてやっていけるかということが大事だろうというふうに思っています。そうした意識が高いことは、和良においてもその高い健診受診率につながっているのではないかなというふうに感じております。

ただ、実際五、六年前につくりました健康福祉推進計画のときでも、今住民の皆様方に課題として何がありますかというふうなことで聞くと、その65歳を超えてくる高齢者のような方だと健診を受けるということは大事だということになるんですけど、壮年期の方々は、やはりその健診云々ということよりは、実際働くとかストレスに対応することがどうだとかというふうなことがやっぱり大きな課題になっていて、なかなか優先順位として健診を受けるということは上がってまいりません。

しかし一方で、たばこの問題とか食習慣の問題とかということは上がってまいりますので、そういうのを支える一つの仕組みとしても健診は十分利用できる。というのは、保健指導とかが今回からはついている構造になってまいりましたので、そうしたこともできますので、ぜひ考えていければというふうに思っております。

そうしたことで、市としましても、いろいろな形で啓発活動は行わせていただいておりますけれども、何より市民の皆さん自身が健康を考えて、健康を確認して、そして健康づくりを行っていくという、ある意味文化といいますか、そうしたものを形成していかないと、なかなかその受診率向上、最終的なその郡上の健康づくりということにはつながらないのではないかなというふうに思っています。

健診も、ちょっとやや不適切な表現かもしれませんが、ああ何かことしもある面倒な行事だなとか、あるいはその受けさえすりゃいいだろうというふうなことでは、なかなかやはり、ややもするとエキストラの非常に大変な事業というふうにとらえられかねませんので、そういうことではなくて、そうしたさまざまな啓発活動とか、あるいは市民の皆様の間で、健診受けに行こうやないとか、受けてよかったよとか、自分の健康のことを考える時間がちゃんとつくれたねとか、そうしたことになることが非常に重要なことだというふうに思っています。

これは、まさに市民と行政、さらには我々医療従事者が協働して行っていかなければならない課題であります。一朝一夕にできるとはとも思いませんけれども、しかしながら、こうした機会を清水議員からお与えいただきましたけれども、ぜひ議員の皆様、そして市民の皆様もお考えいただければ幸いだなというふうには思います。

当面今、来年度の健診の申し込みを開始しております。地域によってはもう回収された地域もあるかもしれませんが、これからでも十分健康課のほうに御相談いただければ申し込みも可能ですし、先ほど言いましたように、特定健診という枠組みの中になって健診の仕組み自体が複雑になりましたので、私は一体どこで受けれるんだということがなかなか伝わりにくいという側面もございますが、お困りなことは、健康課、あるいは我々地域医療センターでも結構ですが、御相談いただければ御支援はさせていただきたいというふうに思いますし、ぜひ、ともあれ来年の健診に多くの皆様方がお受けいただくことをお願いしたいなというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 先生、どうもありがとうございました。

健康はやっぱり自分の体のことなもので、自分の健康を考えると、そのきっかけにするというようにことでいけばいいんですけれども、何か病気を発見されるのではないかなというようにこともあったりして、行けない人もあるのではないかと思います。実は僕もちょっと血压でずっと通い、月1かそこらでかかっているんですが、そういうことでこれを受けていなかったら、この間振興事務所へ行ったら、病院も行くとんでも受けてもらう、そういう人も受けてもらわないかんのやと、そうすればパーセントは上がるんやというふうなことで、じゃ明宝で目標達成するためにどのくらいの人を上げやいいんやというたら、そりゃ50人明宝でもしふやせば、その65%により近づくという話を聞いて、これは各地地域で目標数値を立てて、数字ばかりを追うのもよくないですけども、やっぱりそういう自覚を皆さんでしていくということが、先ほど野田議員からもありましたように、これが来年度以降になりますと、さらに医療費が上がったりすると本当に破綻するといひますか、市の会計まで影響するということになるんで、ぜひ僕もやっぱり市民の一人として、この健康、予防、そういったことに、あるいは健診、一般健診、そういったことにやっぱり心がけないかんというふうなことを思っております。

きょうは大変お忙しいところを来ていただきまして、ありがとうございました。ぜひ私も市民の一人として、市民の皆さん方に、ぜひことしの健診率65%を目標にして頑張って、皆さんで、今からでも遅くないので受診をしていただくように、ここで呼びかけをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続けてよろしいですか。

○議長（池田喜八郎君） はい、どうぞ。

○15番（清水敏夫君） それでは、健康につきましては、以上で2番目の問題は終わります。

時間が余りましたので、3番目の長良川鉄道につきまして、先ほどないと言いましたけれども、一つだけ提案をしたいということを思っております。

去る2月19日、もう既に市長は御承知ですが、「第4回飛騨・美濃じまんミーティング～じまんの原石発表式～」というのが、県民文化ホール未来会館で開かれました。県内からは、19件のそれぞれの自慢の中から、長良川鉄道、それから飛騨・美濃せせらぎ街道等々、12件が認定をされました。

岐阜の宝、私もちょうどこのせせらぎ街道の関係で、その当日会場に行っておりましたので、終始伺っておりましたが、この認定の12件を発表する際に、特に長良川鉄道について、岐阜の宝もの認定委員会というのがございますが、その会長さんが、皆さんよく御存じの須田寛東海旅客鉄道株式会社の今相談役ですけれども、それが会長さんなんです、長良川鉄道についてコメントをされて、非常にこの長良川という清流に沿って走っている唯一の鉄道だということで、県内には幾つかのローカル鉄道がありますが、特にあのときには明知鉄道といったローカル鉄道とも連携をすると、連携をして、これに磨きをかけて頑張ってくださいよと、きっとよい観光資源になりますよというような、そういう期待のコメントがございました。

当日は、あの長良川鉄道からも若い社員の方が行っておられて、一生懸命PR、あるいはメッセージを送っておられましたし、僕は初めて見たんですけど、長良川鉄道という、こういう四角いせんべいをその会場へたくさん持ってきて、皆さんに、どうぞ食べてくださいということで配っておられて、来場者の皆さんは、おお、これが長良川鉄道かというようなことで見入っておられました。私たちも試食をしてきました。

そういう状況の中ですが、県内の中でも、新聞に出ておりましたけれども、樽見鉄道さんなんかも、やはりなかなか経営危機で厳しいという中で、沿線の市町村が年間1億円の財政支援をもう2年間ぐらいしかできんぞというふうなことを発表したというようなことが出ておりましたが、そこで提案なんですけれども、今現在、長良川鉄道は設立当時から関係の市長が社長を兼務すると、こういうふうになっていると思いますが、本来僕は第三セクターの社長というのはやっぱり、最初はそういうことはあるかもしれませんが、市長さんがその会社の社長を兼務するということは、人事の管理とか、あるいは経営改革とか、あるいは社員教育等々の面で見ても、非常勤であるというふうな見地からいくと、特に赤字経営の場合は親方日の丸的になるのではなかろうかということを思うんです。

したがって、私は、この際、専任のやっぱり社長、常勤職を置いて、社長の採用については、これは内部登用とか、いろいろな方法もあると思いますが、思い切って全国に公募して、やる気

満々の社長を得て、長良川鉄道の再生を、この再構築したらどうかというふうなことを思いまして、株主でも何でもないのですけれども、一市民でございますが、社長のその常勤の専任化ということについて、そういう思いをしております。

市長兼社長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 長良川鉄道に対しましては、沿線市町から多大の財政支援を受けながらやっているということでございます。

御指摘がありましたように、私は、沿線市町の首長であると同時に、この長良川鉄道の社長という責務も負ってるということでございます。御指摘のように、なかなか社長という非常に重い責任がありながら、本体のほうはやはり首長としての仕事をやらなければいけないということでありまして、なかなか専任をして、その鉄道経営に専念をするということではございませんので、非常にその点、私も内心じくじたるものがございます。もちろん、それと、当然鉄道経営というようになり専門的な知識、経験を必要とするものに、果たして自分でその責務を果たしているだろうかというような反省もいたしながらやっているというところでございます。

全国のこの第三セクターで見ますと、確かに御指摘のように公募によって、いわゆる社長さんを就任要請してやっておられるところも二、三あるというふうには承知をいたしておるところでございます。

正直に申し上げまして、この問題は、私としても就任以来ずっと、率直に申し上げれば悩み続けているというところでもございますが、この前も鉄道の常務、専務等ともその問題もいろいろと相談をしたりなんかしておるところでございますけれども、一つ問題は、この長良川鉄道、確かに経営を見てみますと、ずっとこれまで議論がありましたように大変厳しい、そして長良川鉄道の現在の職員、現在の体制でも、職員の人件費を鉄道収入では賄えておりません。常務、それから専務と役員はおりますけれども、常勤の役員はおりますが、常務は専任で、もちろん生え抜きですずっとやって、今郡上出身の専務ですけれども、本当に一生懸命やってくれております。それから、常務は県からの派遣ということでございますが、この2人とも現在給与を10%カットで頑張ってくれております。それから、職員もぎりぎりの保安体制等を考えて、ぎりぎりのところで、しかも非常に低い給与で頑張っております。

ボーナス等の月数も、私たち公務員よりも少ない月数で頑張ってくれておりまして、もし専任のかなりそういう意味で経営のできる方をお呼びしようとする、例えば仮に年収が1,000万円とか1,200万円とかというような年収の人材を求めるとすると、現在はもちろん私も無給でございますし、そういう意味で、果たしてそれだけの増収を図るということ自身が、かなり手腕を持った人でも難しいという問題もあるんじゃないかというようなこともございまして、この公募して、全く別

の方を一つの経営者として迎えてやるということも一つの考え方だが、なかなか難しい点もあるというように今検討しているところでございます。

そうということで、今、社長を続けさせていただいておりますが、今後の問題としては、十分そういうことを私自身も問題意識としては持っておりますので、今後の課題として検討はしていきたいというふうに思っております。ただ、今のところは、そういうことで、何とかできるだけ人件費を低く抑えてでも、今の役職員一同頑張っ、何とか経営をこれ以上悪化させない努力をしようというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） どうもありがとうございました。

市長であり社長であるという立場で、やはり一つの会社の経営ということで心情をちょっとかいま見たような気がいたしますけれども、頑張っ、させていただいておことは私も承知をいたしております。やはり伝統ある長良川鉄道がいい形で発進がこれからもできますように、格別の御尽力をされますように御祈念を申し上げたいと思います。

以上で時間が参りました。私の質問を終わらせていただきます。議長、ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時55分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君の質問を許可いたします。

7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

冒頭に、まずもって今回の大震災の被害に遭われました皆様方にお見舞いと、それからこのことは本当に戦後に次ぐ国難と言われる今現状であります。大震災、津波、それから原発、日本は今このことにどう立ち上がるかによって、日本の将来がかかっているようなことも思います。世界的にも支援の申し出、あるいはこのことについての取り組みが今注目をされているところであります。

実は、義援金につきましても、ある御高齢の方が、義援金の受け付けを各振興事務所を含めて役所の窓口でやっているからと言われるけれども、私たちも本当に厳しい生活の中で何とか少しでもあげたいなといっても、なかなかそういったところに行けないというようなことの連絡もいただきました。そうした心が非常に大事なことだと思いますが、たまたま郡上市の自治会連合会の皆さんにも、会長さんに連絡しましたところ、自治会連合会として、そのことについて各地域でしっかりとそういった心を受けとめながら義援金を募集するんだということで、ここで動いてみえるそうではありますが、本当にありがたいことであります。

また、この原発につきましても、余談になりますけれども、今は確かにあそこで6基の問題が起きておりますけれども、日本全国には54基という原子力発電の基があります。そして、日本全体の30%の電力を賄っていると、これも現実でありますので、そういった中でいかに私たちがこの問題に取り組むか、そして日本としても国の総力を挙げてしっかりと取り組んで、将来のしっかりしたこれからの日本の明るい見通しのつけれる方向に進んでいただきたいことを切に願い、私も含めて、みんなで取り組んでいくことが必要だと思っております。

さて、通告いたしました質問でありますけれども、行政の結果責任を問うということでもあります。

今回は、一般質問の中でも議会基本条例の制定のことで21番議員の質問にありました。これは行政を含めて議会の責任もあることでありますので、含めながら、まず質問させていただきます。

1点目でありますけれども、不適正の経理に伴う償還金及び加算金の処理の関係についてであります。

このことにつきましては、さきの今議会の冒頭に、補正予算につきまして、専決によりましてその償還金と加算金含めて1,763万2,000円の補正予算を認めて議決したところでありますが、一応そのことについての結果的な責任、あるいは今まで一貫して私も申し上げておりましたが、細かいことは申し上げませんが、以前に県の不正公金流用問題、そのことについての郡上市での内容について、議会としてもいろいろと運営を協議したところでありますが、18年の5月には、一切郡上市としてはそういったことはないということで、各振興事務所についても調べをされた報告がなされたところでありますが、そういったことを受けての今回でありますので、特にやはり私は行政の全体的な組織的なやっぱり責任ということを求めておったところでありますが、市長、当初は予算執行の適正化に係る改善措置ということで文書を配るというようなことでありましたけれども、以後につきましていろいろと検討されて、市民に見える形で誠意を示したいということで取り組まれ、また先般の全員協議会、その立場においても、ある程度一定の方向を示されながら発表されたところでありますが、改めて、ここで市長の見解を伺っておきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えを申し上げたいと思います。

ただいま山田議員から御質問のありました、いわゆる不適正な経理の問題でございます。

これは、平成21年に会計検査院の検査を受けたわけでありますけれども、農水省の補助金にかかわる案件でございました。農水省の補助金について、郡上市がその補助金の趣旨に沿って適正な使い道で処理をしているかということの検査を受けたわけでございますけれども、残念ながら、平成16年度、平成16年度ということでございますので、実質的には郡上市がスタートをした初年度に当たることになるわけですが、平成15年度の1カ月はございますが、平成16年度から20年度にわたって、総額で国費のベースで1,004万円、それから県の補助金が附帯してついてまいりましたので、その分合わせて114万円、合わせて1,118万円の国、県の補助金が適正な処理ではなかったという指摘を受けたものでございます。

そのほとんどは16年度と17年度に集中をいたしておるわけでございますが、残念ながら、その後も18、19とありまして、特に私が就任をいたしました平成20年度においても、額は多くはございませんが、あったわけでございます。

そうしたことで、私も、今回のようなそういう事態があったということについては非常に市民の皆さんに申しわけなく思い、おわびを申し上げるとともに、再発防止ということに全力を傾けてまいりたいということで、既にいろいろな手を打ったところではございます。

まず、やはり将来へ向けて、こういうことが二度とあってはいけないということで、経理のあり方等につきましては、経理事務の適正処理についてということで、昨年の11月に職員に通知をいたしております。また、事のでんまつにつきましては、「広報郡上」の1月号で市民の皆さんに、今回の不適正な経理を指摘されたことはこういうことであったという1ページを割いてお知らせをさせていただいたところでございますし、今後の予算執行の適正な措置というものについても文書を出し、また庁議でも幹部職員に厳しく、いわゆるコンプライアンス（法令遵守）ということについて、いま一度肝に銘じてやっていただくようお願いをいたしましたところでございます。

こうした再発防止という努力をしておるところでございますが、ただいま御指摘がございました市民への責任ということでありますけれども、今回のこの国、県補助金は1,118万円ほどを返還しなければならないわけでございますが、これは会計検査の検査も受けて、いわゆる市としては本来市の財源で賄うべきいろいろな備品であるとか消耗品、補助金の範囲外のものに充てられていたという認定を受けたわけございまして、結果的にももちろんこうしたことを起こしたことはまことに申しわけないというふうに思っておりますが、職員が何らかの形で飲み食いをしたとか何とかというような形で、私したものではないということでもあるわけでございます。

そういう意味で、これについては、本来市が負担すべきものであったということで返還をさせていただくと、この点については市民の皆様にも御理解をいただきたいというふうに思っております。

が、今般、これに関連して、いわばペナルティー的な意味での加算金という利息がついてまいったということでございまして、これが637万円ほどございます。こうした問題を市民の皆さんにやはり御理解をいただけるように対応する必要があるかというふうに思っておるところでございます。

そうしたことで、今回の件について私どもは検討をした結果、三つの対応、柱で、この問題についての対応をしたいということでございます。

一つは、まず今回のこの件にかかわった、特に現在在籍をしている幹部職員に対しまして、去る3月17日に、全体で54名ございましたが、幹部職員に対して書面による厳重注意処分をいたしました。これが一つ、職員に対する処分でございます。

それから、二つ目は、もちろんこうしたことが起こったことに対するトップの責任として、市長、副市長につきましては、これは今般のこれからの議会に追加提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、条例によって給与のカットをさせていただきたいというふうに思います。内容は、4月、5月分、新年度に入りますが、4月、5月分の給与を副市長は10%、それから市長は15%のカットをさせていただきたいというふうに思います。現在、既にそれぞれ市長10%、副市長5%のカットをいたしておりますので、2カ月間は全体で市長25%カット、副市長15%という形でございますが、そういう形でみずからの処分をいたしたいというふうに思っております。

それから、3番目の柱といたしまして、先ほども申し上げましたように、この637万円という加算金は、こうした不適正な経理がなかりせば納める必要のなかった、いわば市民の皆様方にある意味では大変御迷惑をかけた金額ということになりますので、これの処理については、職員とも副市長が中心になって話し合ってもらった結果、それに相当する分をこれから給与の自主返納という形で、一定の職位以上にある者に返納をしていただくという形で市の財政的な損失を補おうと、こういう話を今しているところで、関係の職員の皆さんの協力を求めているところでございます。

もちろん、この件に関しましては、先ほども申し上げましたように、発生した年度は16年度、17年度が非常に多ございますし、18、19とございました。ただいままで申し上げたいろんな処分は、現在在籍をしている職員に対する処分や協力の依頼ということでございますが、やはり既に退職をされた市の幹部の職員にもやはり御協力をいただいて、郡上市のこれから将来へ向かっての適正な経理の確立のために御協力をいただきたいという趣旨で、やはりこの補助金に関して関係をした部署においでになった幹部の職員に対して、そして当然前の市長さん、副市長さん、前特別職に対しても御協力をいただいてまいりたいというふうに思っております。

そういうことで、全体として先ほど申し上げましたような規模の加算金に相当する規模については、何とか市のほうにそれを返納といえますか、協力金という形で納めていただくと、返納金、協力金という形で納めていただくということで、市民に対する誠意を示して果たしてまいりたいというふうに考えております。

(7 番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7 番（山田忠平君） ただいま市長から答弁いただきました。額どうこう、あるいは私的追及をするのではなくて、やっぱり組織としてのそういった姿勢、市民に対して姿勢をとられることについての結果的なことにつきましては、私も本当に敬意を表するところでありますが、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、岐阜菌床シイタケの農業協同組合に対する経営破綻に伴う公金投入の関係であります。

このことにつきましては、もう既に合併以来7年過ぎておりますけれども、昨年12月21日付におきまして、郡上市議会といたしましても、この問題についてのまとめをしたところであります。このことは文書として出されておりますので、市長のお手元にあると思いますが、この問題につきましては、市長におかれましては合併以後のことであって、市長は20年からでありますので、細かいいろいろないきさつのことについてはまだまだということもあらうと思いますけれども、やはり市に対して非常に大きな損害があったわけであります。

当初支払われたのは2億2,620万円、そして昨年、今現市長であるところの執行部から、裁判という形で2人に対してその請求をしたところでありますけれども、一応和解金ということで300万円、差し引きましても2億2,300万円の市に多大な損害がこうむったことは、これは事実であります。

そのことについての市長のお考えと、それから地方自治体として一番ここで問題になることは、農業協同組合に対する債務負担行為、損失補償のことですけれども、そのことについての市長の考えの见解を伺っておきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 岐阜菌床シイタケ農業協同組合の問題でございますが、そもそもこの岐阜菌床シイタケ農業協同組合の問題、恐らく発端はもう平成8年ごろからのもろもろの問題から発生をいたしておるところでございます、もう今から振り返ると15年ほど前からのいろいろないきさつの中で、ただいま御質問があったような経過をたどってまいったわけでございます。

ただいま申し上げましたように非常に古く、発端は古い年度になるわけでございますけれども、私は当時のことを振り返りますと、恐らく和良において、先ほどからも議論がございましたが、過疎化対策等の関係で、何とかこの山村における雇用の場をつくって、住民の皆さんが生活していけるようにというようなことで、こうした岐阜菌床シイタケ農業協同組合というような一つの事業体を和良に誘致されたんだろうというふうに思います。

そして、そういう中で、ただいまもお話がございました。当然事業を進める場合にはかなり多額

の事業資金を要するわけでございますので、そうしたものを当時の農林漁業金融公庫からその農業協同組合がお借りになったということでございます。

当時の農林漁業金融公庫の貸付規則の中には、その貸し付けをする際に、物的担保がある場合はそうではありませんけれども、物的担保じゃなしに連帯保証人というような形で人的保証、債務保証だけの場合には、自治体の損失補償が必要だというような貸付規定になっていたようでございまして、いろいろ御相談をされる中で、恐らくその農業協同組合が多額のお金をお借りになるときに、一つは当時の経営者自身が、これは後々連帯保証人として今回の300万円の問題にかかわってこられるお二方がみずから個人的にも連帯保証をされ、そしてもう一つ、スマイルという会社がございましたが、これも連帯保証をされて、そしてそういう人的な保証だけで、新しい組合だったのに恐らく何らかの物的担保はなかったんだろーと思ひますが、そういうことで、村のほうで、いわゆる損失補償という債務負担行為を議決されたという経緯であつたんだろーと思ひます。

結果からいいますと、大変不幸な状態に最終的にはなつたわけですが、当時は、例えばこれまでを振り返ってみますと、3年間ぐらひは年間でも結構収益を上げていて、その地域の雇用とか産業振興にお役に立たれた時期もあつたというふうに思ひますが、思ひぬ、例えば中国産のシイタケが大量に国内へ入ってきたとかいうような、いろんな事情もあつて経営不振に陥つていかれたという経過があるようでございます。

そして、この損失補償の債務負担行為は、郡上市の合併に際して、各町村の債権債務はそのまま引き継ぐという一つの確認事項のもとに、いろいろ手続はいろいろございました。債務負担行為の当初の暫定予算の中には漏れていて、3月31日付で専決されたものを改めて郡上市議会で承認をされてたというようなこともございますが、いずれにしろ、損失補償の債務負担行為は新市に引き継がれるという状態の中で、先ほどお話がございました2億2,620万円という損失補償は、やむを得ず、これはやはりそうした中で郡上市として執行されたものであるというふうに思ひております。

そういう中で、もちろんその後もでき得る限りこの組合からそれに対する回収といいますか、損失補償をしたわけですが、まだその時点では組合はございましたので、前市長さんも努力をされたという中で、最終的にはこの組合自身、先ほどの連帯保証したスマイルという会社も破産をいたしましたし、この組合も破産をしたという中でございます。

そういう経過の中で、私ども、その郡上市が損失補償をしたという形で、先ほどの冒頭のお二人の連帯債務を背負われた保証人に対して、求償権という形で債権を得たという形で、そこからどれだけ回収できるかという問題であつたというふうに思ひます。そういうことで努力をいたしましたわけですが、やはりお二人の資力等から、弁護士等の、あるいは裁判所の助言もあつて、今回ああいう形で和解に至るにやむなきに至つたと、こういうことではないかというふうに思ひます。

そういうことで、結果論から見ますと、この最初の損失補償をしたということが、大きな多額の損失補償を結局新市の郡上市になっても引き継がなければならなかったということであったと、そういう意味で、政治とか行政が結果論という形から論じられるとすれば、それは確かに非常に大きなことであったということは思っております。

しかし一方、先が見えない、企業というのはどうしてもそういうリスクというものもあるわけでございまして、そういう中で山村の生き残りということをかけて一生懸命やられたその辺の事情というものも、やはり神ならぬ身でそうしたことをいろいろやっていかなければならないという観点からすると、やはり酌まなければならない事情も私はあるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私が就任してから負った使命は、この案件について一つ、もう一つ別個に、国、県への補助金の返還という問題がございました。これを何としてでも回避をしたいということでございまして、これについては、おかげさまで国、県の御理解を得て、補助金の返還ということはしなくてもよかったということでございまして、あとはこの求償権の行使ということでございました。これも議会のほうからのいろいろ御指摘もあって、いろいろ単なるやりとりではらちが明かんということで訴訟にまで踏み切って、そして現実的に資金が回収できるぎりぎりのところということで、300万円という和解をしたということでございます。

いずれにいたしましても、今回のことについて考えるべきことは、やはり今後、今回のことというものは将来へ向かっての大きな教訓ということでは受けとめて、適正な市政運営をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 市長につきましては、先ほど言われましたような状況の中で当初からお見えになるわけではありませぬので、まず一応今思いをお聞かせいただいたところではありますが、我々やっぱり議会といたしましても、合併当初は全く当初からこういったものは引き継がれてきているということ自体も、やっぱり議会全員も周知をしていなかったというようないろんな問題もありますが、細かいことはいろんな形で今までも議論をされておりますので言いませんが、やはり国においても政治不信の中に郵政の問題、年金の問題等々いろいろありますが、やはり政治家として、あるいは議会としてのこの件についての政治的な結論は、私は出ていないと思います。

だから、ぜひ議長に、この場をかりまして、しっかりと郡上市議会としての協議を要請いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、時間がありませんので、2点目の固定資産税について質問に入ります。

固定資産税につきましては、今年度、23年度の新年度予算一般会計の288億1,100万円、そういっ

た会計の中の税金、一番大切な財源の市民からの血税の約17%に当たる49億4,700万円ほどあります。また、その財源の中の固定資産税は、市税の中の全体の約55%を占める27億3,000万円ぐらいですか、ということになっておりますが、また特に固定資産については、またそれが今、今回の国保税のそれぞれ議員の質問にありますけれども、関連してくるところであります。

一番いいのは、やっぱり税金が多くて、郡上市の力が出せるように、地域経済も、あるいは活力もありながら税金が上がるのが大事でありますので、そのことについてはなんなんですけども、たまたま土地の課税評価につきましては、24年度に評価がえが行われる。これは3年に1度であるそうではありますが、先般の23年度の3月18日の新聞に土地の公表がありました。そのことを含めて、ちょっと土地についての課税評価について質問を行います。

まず、標準価を求める仕組みについての答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） お答えをさせていただきます。

標準価を求める方法でございますけれども、この仕組みにつきましては、まず地方税法のほうで1点ありまして、総務大臣の定める固定資産の評価基準に基づき、不動産鑑定等を参考に算定しました市場売買価格を基礎によりまして求めるということが前提になってございます。

具体的には、宅地の評価につきましては、今ほど議員申されましたように、国土交通省がさきに公表されました地価公示価格、これは市内には3地点ございます。それから、県の地価調査価格、これは市内に14地点といたしますか、ございます。それに加えて、市で定めております標準宅地の鑑定評価の価格、これは361地点ございますが、合わせて378地点の評価価格を活用しまして、これらの価格の7割をめどに評価するということになってございますので、そうした対応をとってございます。

この評価につきましては、今申されましたように3年ごとに見直しがなされ、次は平成24年に評価がえをさせていただくと、こういう予定になってございます。

それから、評価の方法そのものでございますけれども、市では、市街地を形成しております、いわゆる八幡、白鳥のそういう地域がございますし、そうでない地域がございますので、特に市街地を形成しております地区にありましては、市街地宅地評価法、別名路線価法と呼んでおりますが、そちらのほうで評価をし、それ以外の宅地につきましては、その他の宅地評価法という評価方法によりまして評価をしてございます。

いずれにしても、この価格の7割を路線価にありましては出してきておりますし、その他の宅地評価法につきましても、同様の類似する地区を、例えば街路の状況でありますとか、公共施設がどういうふうにあるとか、あるいは家屋の過密度といたしますか、連たんしている状況でありますとか等々をグループ分けといたしますか、出しまして、そこから算定をするということで求めてござ

います。

以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7 番（山田忠平君） そうしましたら、ちょっと時間的なこともありますので、合併後の地域間の平準化についていろいろこう取り組まれておったんですが、現況のこととすべて終わっておるのかということを含めての説明と、それから今言われました地域別の路線価、あるいは宅地の価といいますか、そのことをお聞きしたいと思いますが、各地域別の、7 地域郡上はありますけれども、その分の細かくは言いませんが、一応代表的なとこだけしっかりと押さえたいと思いますので、路線価をお尋ねいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、最初に後段の路線価といいますか、各地区での最高額、一番高いところによります平成20年度におきます固定資産の評価額を最初に述べさせていただきます。

まず、八幡地域でございますが、八幡町新町地内で8万4,000円という額になってございます。それから、大和地内につきましては、大和町の剣におきまして2万3,100円、それから白鳥地域でございますが、白鳥町向小駄良地内で4万4,600円という額、それから高鷲地域でございますが、高鷲町ひるがの地内で1万6,100円という額、それから美並地域は、美並町の白山地内で1万4,500円という額、それから明宝地域でございますが、明宝の大谷地内で8万6,010円という額でございます。失礼しました。8,610円、御無礼しました。それから、和良地内ですが、和良町の沢で8,890円という額になってございます。

それで、前段の標準価の関係でございますけれども、これは地域での土地のばらつきがあるということで、それを調整する、いわゆる負担水準を調整するということで実施してきておりまして、よく地価が下がっているのにどうして税が上がるんやというようなお尋ねがあるわけなんです、そのことによるものでございます。

それで、これは平成6年度の評価がえから宅地の評価水準を全国一律といいますか、一定の考え方で地価公示価格の7割にするというめどを前段で申し上げたところですが、それに基づくものでございます。

それで、郡上市の負担調整状況でございますが、このことにつきましては、合併前の町村時代からそれぞれ取り組みがなされてきてございます。市に至りまして、このことは引き続き実施してきておりまして、特に平成18年度からは毎年5%ずつ調整をさせていただいたということです。

その結果でございますけれども、非住宅地におきましては負担水準が40%以上、それから住宅用地にありましては60%以上と、そういうふうな水準が上がってくると思いますか、改正されたとこ

ろが土地の総面積で約91%に達するようになりました。この結果、今後地価の上昇が特別なければ、4年以内に市内の9割以上の宅地におきまして負担調整は終わるというふうに思っております。

なお、この平準化につきましては、特別どここの地域がおくれておるとか、進んでないということじゃなくて、市内全般にわたるそういう調整という取り組みになってございますので、よろしくお願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 今聞かせていただきましたが、できれば資料は出してもらいたと思います。これを見ますと、特に税については適正・公平化によって、また市民の方もそういったことに納得して出してもらおうということが前提であります。やっぱり郡上市として一本で合併した以上、この数字だけではなかなかそういったことが見えにくいところもありますので、やはりその辺を、特に新年度に向かってのまた課税、そしてまた国保税も含めたことの関連がありますので、市民の方に納得いただくようなことを含めながら、今一般質問をさせていただくんですが、先ほど言いました3月18日のこの新聞の発表ですけれども、職人町で、八幡町であります。6万2,000円、それから高砂町で6万1,000円、それから本町で9万2,000円ですけれども、先ほど取引価格と言われたけれども、実を言いますと、22年の6月に、昨年ですけれども、競売物件が八幡の中心地で平米当たり2万9,000円で売買されとることは事実なんです。

そういったことがどういったところで反映されるのか、なかなかそういったことがわかりにくいということもありますので、ぜひその辺についても、やはり市民に納得してもらったり、あるいは公平・公正の立場から、ぜひとも今後のわかりやすいことに取り組んでいただきたいと思いますし、それからもう一点であります。別荘地の扱いであります。実はこのようなことを聞きました。高鷲地域の別荘地を持ってみえる方で、高鷲村のときには課税がされておったけれども、郡上市になったら課税がされないと、けれども、ここのところ二、三年前から管理者のほうから税金を払ってくれということで一緒に文書が来ておりますが、どうなんですかということがありましたけれども、その辺の扱いはどうなっているのか、ちょっと別荘地についてのいろんな取り決めがあるかと思っておりますので、わかればちょっと。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） お答えします。

まず、高鷲地内の別荘地の状況でございますけれども、全部で1万655筆、区画といいますか、別荘用の区画がございます。このうち、2,175筆につきましては事実建てられまして、課税の対象、これは宅地並みの課税でございますが、してございます。残り8,480が、まだ建物が建っていないということで、市としましては雑種地扱いの課税ということでございます。

それで、今ほどの封書が届いてないということでの御質問かと思いますが、具体的には個々の例を十分お聞きしないと断定したお答えはできませんが、現在、その課税標準額が30万円未満の場合に非課税ということで、免税点以下ということで固定資産税が課税されないという基準になってございます。この関係から、もしその基準値ぎりぎりの場合に、仮にそういうその物件が、前は課税対象であったのが、その後いわゆる免税以下になったということで、納付書が届かなかったかというケースはあり得るかと思いますが、あと具体的なお話をいま一つ承らないと断定したことはお話しできませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(7 番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7 番(山田忠平君) それぞれ答弁いただきまして、ありがとうございました。

先ほど言ひました議長に対しての要請とそれから資料であります、出せる範囲でお願いできればありがたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(池田喜八郎君) 以上で山田忠平君の質問を終了します。

昼食のため暫時をいたします。午後は1時開会を予定いたします。

(午前11時50分)

○議長(池田喜八郎君) それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 清 水 正 照 君

○議長(池田喜八郎君) 10番 清水正照君の質問を許可いたします。

10番 清水正照君。

○10 番(清水正照君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思ひます。

その前に、去る3月11日、東日本大震災におきましてお亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願ひたいというふうに思ひます。

それでは、早速質問に入らせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

初めに、後期基本計画の策定方針につきまして、前回の9月に一般質問しましたことも含めながらお聞きをいたしたいというふうに思ひます。

これは、平成23年から27年度までを計画期間とする後期基本計画の策定がただいま進められて、

市民の皆さん方の意見、また情報、改善案などを求めるパブリックコメントを得て、策定の大詰めに来ておるといふふうに思います。この基本計画の案につきまして先日いただいておりますので、9月の定例会一般質問での答弁にも触れ、質問をいたしたいというふうに思います。

初めに、平成18年4月にこの総合計画ができたわけですが、その策定に参画いただいた委員の皆さんから、前期5年間の市政に対する評価と今後に向けた提案について、前回9月の答弁では「調査する」ということを伺っておりますが、その調査結果について、どのような提案、意見があったのか、内容をお示しいただければと思いますし、それが後期基本計画にどのように反映されたのか、お伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、清水正照君の質問に答弁を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 総合計画の策定に関する御質問、御答弁をさせていただきます。

去る3月10日に全体会といたしましては3回目の総合計画審議会を開催いただきまして、2月17日から約1カ月、大変短い期間ではありましたが、最終の事務局案に対しましての御検討、それから御意見の取りまとめを行っていただいたところでございます。3月28日には最終答申ということで市長のほうにお話がいただけるということでございます。この間、大変総合計画の皆様にはお世話になりました。感謝をしておるところでございます。

また、七つの地域審議会におきましても、非常に多くの、全体では31回の会合を開かれましたが、その大半をこの総合計画に関する地域課題、この取りまとめにかけていただきまして、先般お示しました総合計画後期計画の素案の地域課題、それから対策等々に御意見を盛り込ませていただいたところでございます。

それでは、ただいまの御質問の一番中身のところだと思いますが、当初の委員の皆さんから御意見を伺ったかということだというふうにして受けとめておりますが、9月のこの一般質問にそういう御提案がありました。そのことに対しまして、私どもも二つの要素、それは、一つは市民アンケート、これをしっかりいただいて、その分析に基づいて前期の評価をしていくということと、それから毎年やっております行政評価、このことをもちまして市の起草委員会の中においてのしっかりした総括をしていくと、この2点に加えて、御指摘、御提案のありました総合計画の当初の総合計画の構想をつくっていただきました委員の皆さんからもいろいろとヒアリングしたいというふうなことを準備していきたいというふうにして申し上げたと思います。

正直に申し上げますと、このことにつきましては取り組みができなかったことが事実でございます。先ほど申し上げましたように、総合計画のタイムスケジュールでいきますと、正直2カ月ぐらい、あの事務がおくれておった面がございまして、そのことで9月、そのつもりでございましたけれども、10月には審議会を正式に発足をさせていただきました。その中で、委員の構成が、9名の

方が前期の委員の方と重なっておりました。それから、さらに11名の方が前期と同じ団体から出ていただいておりますということですから、29名中20名の方が前期と同じ母体もしくは同じ方がそこに入ってきておられるという事実がございましたので、そういうことも踏まえながら、新しい審議会委員を発足させたばかりでございましたし、前期の委員の方にヒアリングしたいという願いは思っておりましたが、さらにそのときに前期の委員の方に特別に対応したいと思っていたことができなかったということが、一つ事実でございます。申しわけなく思っております。

ただ、それにかえまして、多くの御意見をいただいた中で、若干のアンケートの分析等は申し上げてよろしいでしょうか。そこまでよろしいでしょうか。

(「今はいいです」と10番議員の声あり)

○市長公室長(田中義久君) それでは、いずれにしてもそういうことでありまして、市民の皆様のアンケート、それから市民提案等を踏まえて、今般の総合計画後期基本計画の策定に当たらせていただいたということを申し上げて、先ほどの1点につきましては、開催をできなかった点につきましてはおわびを申し上げたいと、こういうふうにして思っております。

(10番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 清水正照君。

○10番(清水正照君) 9月の定例会で、市民アンケートについては、それでもう終わっていたと思うんですが、今の答弁の中では、市民アンケートをとるという話の中で、そういった終わっていた段階での質問で、総合計画、最初にかかわった人からも意見を聴取して反映させたいというような答弁がありましたものですから、どんな意見があつて、反映されたのかなということを楽しみに、この定例会で質問させていただきました。

今ほど言われたように、後期の計画にも前期と同じような委員の方が参画されてみえるという中で、そういった方々からも意見を聞かれたということだろうと思いますので、あえてそのほかの外れた9名の方ですか、団体の代表の方が継続してやられてみえるのか、また新規にかわられてやられてみえるのか、その辺は私もわかりませんが、やはり郡上市が、今市が本当に進めておる市民協働、また官民協働というようなことからしますと、やはりそういった策定にかかわっていただいた方々を有効に生かしていくというといかんかもしれませんが、本当にこの地域で活躍していただくためにも、やはり行政がそういった方々を生かしていくということは必要ではないかなということを思います。その作業が終われば、それで終わりですということがあつてはいけないということを思いますので、いろんな計画等が策定されています。やはりそういった中でも生かしていただきたいなということはひとつ思っておりますので、よろしくお願いします。

そして、18年当時、積極的に責任を持ってかわっていただいた人たち、人材育成の面からも、またその政策を推進していくという面からも、やはりその大事なことだなということを思いますし、

今ほど、29名の中の20名が参画してみえるんだからということがあったかもしれませんが、やはりそのかかわった人たちの意見は、今後もほかの分野でも求めていっていただきたいなということを思います。

もう一つは、この提出していただいております総合計画の関係の資料をいただきますと、最終的な素案が市長に報告されるのは12月17日というふうなことであります。その中で、今後の予定の中で、2月には審議会で審議をし答申し、また同時にパブリックコメントも行っていくというような予定になっておりますが、行政手法の一つでもあります広く市民から意見を求めるこのパブリックコメント、ホームページ等で掲載されて、いつでも見えるようですが、この資料をいただきますと、全くゼロであったと、意見が全く寄せられなかったというものもあるようですし、この資料で見ますと、多いもので10件、7件、5件、4件、この1件以上のものは、ここでこのものだけで見ますと、四つの計画に対してそんな感じで、あとについては1件ぐらいずつというような状況です。

やはりこのパブリックコメントの有効性についてどのように考えてみえるのか、お伺いをしたいと思います。これは、それよりは、自分の思いとしては、かかわった人たちの意見を、やはり責任持ってかかわった人たちの意見を聞いてほしいなという思いがありますので、パブリックコメントのこの有効性についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） まず一つは、やっぱりアンケート2,000件に對しまして、43%でしたですか、864名の方が御回答いただけたということでございます。また、まちづくり市民提案につきましては、全部で41件いただいておりますが、個別にお願いをしていたり、あるいは人づてにお願いをしたりする中で、あるいは先ほどのような地域審議会でありますとか、さまざまな会議を開きながら御意見もいただくと、ここにおいては確かに御意見はいただけるわけであります。

そういう場にお越しにならない皆さんに対して、計画の成案を示しながら御意見をいただくということが非常に大事であるということで、これで正式には2年目ぐらいだと思いますが、パブリックコメントの制度を現在運用しておりますところでございます。

今後とも、この制度は非常に大事であるということですが、ただいま御指摘のとおり、先ほどもちょうど市長公室の中で話をしておりましたが、パブリックコメントを求めるために、そこに掲載をしたという事実だけが意味があるのではなくて、御意見をいただくことに意味があることですから、どのようにして御意見をいただくように我々が取り組んでいくかということをやはり考えていかないかということ、ちょうど係の中でも話をしておったところであります。

実際、今言われたとおりの意見の件数でありまして、総合計画につきましてはゼロ件でありました。

したがって、我々としては、パブリックコメントにかけたから、これでいいんだということでは

なくて、広く御意見がいただけるように、やはりこの制度の運用については工夫をしていかなく
はいけないというふうに思っております。広報等にも掲載はしておりますし、各事務所でも対応
できるようにはしておるわけですが、もう少し制度が生かされていくように研究をし、対応、
改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(10番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水正照君。

○10番（清水正照君） 今、室長から答弁をいただきました。そういうふうに改善がされますこと
を願っておりますので、ぜひともやはり皆さんの意見を伺っていただく中で、先ほど言われました
ように、この過程の中には、やはり言われたとおり、地域審議会とか、いろんな方々の意見を聞いて
みえるということはよくわかるんですが、やはりその最終的に素案ができて、これは極端な話か
もしれませんが、修正のしようすのないところでパブリックコメントをいただいておりますのであれば、
それは余りよろしくないのかなと思ったりしますんで、やはりその広くこの計画、こういう計画が
あるということをお示しいただいて、広く市民の方にわかっていただくことについては、十分そう
いうホームページでの掲載等は大事なことであるなと思いますので、今室長が言われたような形で、
よりよいものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、これも後期基本計画の策定の中でのことですが、策定方針の中に「人口の減少、少子化・
高齢化の進行、財政規模の縮小を考慮し、政策の選択と集中による重点主義的な計画とします。あ
れもこれもから、あれかこれか」とあります。9月の定例会での答弁にも、「精査、コントロール
と選択と集中による政策決定を進める」との答弁がありました。

財政規模が今後段階的に縮小していくことを予想される中、あれもこれもから、あれかこれかへ
と変えていくことが必要なことと一定の理解はいたしますが、7カ町村の対等合併によってできた
本市は、7カ町村がそれぞれ進めてきた政策の違いや生活している地域や年齢層によって、郡上市
に住んでいてよかったというような満足感といいますか、そういったことについては違いがあるよ
うに思います。

将来の展望に立った、地域間格差が生じないような、バランスのとれた選択と集中による政策決
定でなければならないというふうに思います。市政運営における選択と集中についての考え方を市
長にお伺いをいたしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） これからの市政運営についてということで御質問がございましたが、今回後
期基本計画を策定いたします上において郡上市の大きな課題は、今期のこれまでの質問にもたくさ
んございましたように、大変、昨年行われた国勢調査におきましても人口のかなり大幅な減少とい
うものがございまして、そうした中で、この郡上市という地域社会をどう今後衰退させないで持続

的に発展させていくかという大きな課題があるというふうに思っております。

そういう中で、御指摘にもございましたように、郡上市の行財政の枠組みというものは、合併の支援措置が段階的に縮小し始める平成26年度ごろからはやはり厳しさを増すということも頭の中に入れて、政策を推進していかなければならないというふうに思っております。

そういう中で、その一つの覚悟といいますか、それがいわゆる選択と集中という言葉に凝縮されているというふうには思っております。財政というものには一定の限度がございますので、その中でやはり必要なこと、緊急性のあること、あるいは重点的な政策推進、あるいは同じお金を使うにしても効果のある政策というようなことが必要になってくるというふうに思っております。

今回の後期基本計画の中では、そうした中での環境の中での政策の重点的な柱として、一つは、やはり持続的にこの郡上の地域コミュニティーというものを維持していくためには、人々がやはり安心して住み続けられるということが必要なんで、そのためにはどうしても産業づくりということが一つは大事だと、そしてその産業づくりも、やはり郡上の地域資源を生かした産業づくりというものが必要であるということが一つの柱でございますし、それから二つ目には、この地域コミュニティーを支える仕組み、基盤というものをしっかりつくっていかなければならないと、こういう二つの柱を掲げておるわけでございます。

そういう中で、いろいろな地域の産業興し、それは物づくりであったり、あるいは交流産業というような形で、郡上の市域外から人を呼び込むという形での観光等の振興というようなものもございます。それから、地域を支える仕組みづくりということでは、やはり次世代を担う若い人たちをしっかりと安心して育てられるような基盤を整備するとか、先ほど来議論のございました限界集落等の限界集落化をやはり防ぐというようなこと、あるいはそうした郡上市内に非常に散在をしておりますいろんな小さな集落というものをしっかりと守っていくための仕組みづくりと、こういうようなものを進めていく必要があるというふうに思っております。

一方、その御懸念のそういう選択と集中ということをするのが、いわば対等合併で7カ町村が合併をしてできた新市というものに、地域的な偏り、格差ができてはならないということはおっしゃるとおりでございます。政策的ないろんな事柄については選択をしたり集中をしたりということとをせざるを得ないと、していく必要があるというふうに思っておりますが、郡上市のどこの地域を一つとっても、そこが衰退していいとか、置き去りにされていいという考え方は持っておりません。したがって選択と集中ということをするということではなくて、やはり旧7カ町村が、これまで住んでいた人たちが安んじて住んでいけるような政策というものを推進していくということが、やはりあくまでも基本的な姿勢でなければいけないというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水正照君。

○10番（清水正照君） 選択と集中、いろんな面で、財政限られる中でやはり行っていかなければならないということを思います。そういったことによって、市民から遠く感じられるような市役所になってはいけないなということを思います。あれかこれか選択し、また集中してやっていく、そういった上でも、やはり行政が範を示していく必要があるんじゃないかなということを思います。

前に、開かれた市役所、コンパクトな自治体として、やっぱりそういった方向にもやはり自治体として進んでいかなければならないということを思いますし、やはり内部組織の改編をしたり、また事業仕分けといいますか、事業を精査していく中で、同じような目的を持った団体との組織等のその事業とのそういった仕分けを集中、集約化といいますか、そういうことをすることも必要ではないかなということを思います。やはり本当に市民に開かれた中で、そういった選択と集中が行っていただけるようなことを今後も考慮していただきたいなということを思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、時間も限られておりますので、次へ入りたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

商工振興ビジョンの達成に向けてということで、昨年の3月に策定されました商工振興ビジョンには、郡上市の強みを生かした内発的産業の創造に向けてというような将来像に沿って、主要施策、基本施策、主要事業等が施策体系の中で示されております。

これらの事業には、商工会が主体になって進める事業、また商工会と業者が連携して進める事業、また行政と商工会が連携して進める事業、それぞれあるかというふうに思います。商工会を中心とした小規模事業者の内発的な活性に向けて、行政、商工会、事業者が一体となって商工業の振興に具体的に取り組むためにも、商工会組織の充実が必要だというふうに思います。

商工会加入の団体もそれぞれ自助努力はしているものの、商工会に依存する割合は高く、商工会の合併当時職員数が34名が、平成24年に向けて縮小され、平成24年4月からは8名から14名ぐらいに削減されるというふうに伺っております。本市の状況を考慮し、商工会にも規定があるようですが、そういった規定を上回る職員の確保、配置が必要ではないかということを思います。

商工行政をともに進めるためにも、どのような対策、対応をとっておられるのか、今後の職員の削減、組織の改編など、商工会の動向についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 商工会組織の改編とそれから職員数の削減の関係の御質問でございます。

まず、商工会の組織は、昭和35年に零細企業の経営改善普及、そうした指導の団体として設立されたということでございます。その後、昭和50年代、膨脹期ですが、社会一般の福祉の増進に資

するというような目的を加えまして、地域の祭りとかイベントとか、そうしたものの支援も行ってきたところでございます。

ただし、その後、県の補助金等も削減される中で、平成11年からは、その全体の底上げから、やる気のある企業のそうした経営支援という方向へ方向転換をしてきたということで、そうした商工会の目的と役割が変わってきた経緯がございます。

それで、岐阜県の商工会連合会は、この平成24年度に大幅な組織改編を行うということを既に表明しております。それによりますと、県下の46の商工会を一元化しまして、そして五つのブロックに分けて、広域的なその連携による支援とそれから今ある単会の商工会の単独体での支援という、この二つで行うというような計画でございます。

ちなみに、この郡上市の商工会は、中濃広域支援室に属することになりまして、そこでは広域職員4名が配置されるような想定を聞いております。

そこで、郡上市商工会の職員数でございます。現在の職員の基準は、会員数2,100名というこの基準にのっとって配分はされておるんですが、その基準どおりでいきますと、実際には10名というところでございます。ただし、郡上市は商工会が合併したという、そこからの据え置き措置によりまして、現在は経営指導員が8人、補助員が7人、記帳指導員が7人の計22人という配分になっております。ただし、今1名退職されたので、21名という現員でございます。

新たなその改編計画では、郡上市商工会は会員数701人以上の大規模商工会という分類に位置づけをされます。それによる設置定数としては、事務局長1名、経営指導員が3名ないし7名、経営指導員補が1名ないし3名、事務職員が1名ないし2名ということで、合計で最大でも13名というような想定でございます。県内の中小の商工会では、例えば4人とか5人とかという配分もあるようでございます。

こうした13名といった大幅な減によりますと、郡上市ではこれだけ広い地域で、たくさんの会員数ということで、とても不十分でございます。この郡上の地域事情を考慮していただいて、ぜひ15名ないし16名というふうな職員の配置が確保できるように、今県連のほうへ要望をしているところでございます。

こうして組織再編によって職員が削減をされますと、やはり一人一人の経営指導員の守備範囲が非常に広がって、相対的にその経営指導のサービスとかが低下することも懸念をされるわけでございます。

これに対処するためには、一つの方法としましては、民間の経済、経営の先端でいろいろ活躍されてみえた民間のOB人材を経営指導員というような形で登録して、活用させていただくというようなことができないかと、それによってその経営指導の機能を補っていくことができないかと、こうした郡上独自のそうした仕組みづくりなども、この23年度に商工会とともに進めていきたいとい

ったことを考えております。

いずれにしても、この商工会経営指導員の人件費の大半が岐阜県から補助されて賄われているということ、あるいは組織の再編が岐阜県の指導のもとに進められているというようなことから、こうした24年度の改編の計画はそのとおりに実施されていくことと思われます。当面は、その23年度、県連の明確なその具体的な方針とか指導体制の提示をしっかりと見きわめながら、行政としてどのような支援方法ができるのかを検討していきたいと考えております。

(10番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水正照君。

○10番（清水正照君） 今後の見通しについてお話をいただきました。職員が13人ということになりますと、大変不十分だということというような答弁をいただきましたが、やはりこんだけ広い範囲での商工会活動といえますか、そういったことになろうかと思いますので、やはりある意味、その不十分な不足を補わないかん部分をやはりまた市費を投入してでも補っていかないかんような事態になってくる可能性もあるのではないかなということを思います。

そういった意味で、いま一度積極的に、規定はあるかもしれませんが、緩和していただきたく、職員を確保していただけるような御努力をいただければということをお願いしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、商工関係の二つ目ですが、この商工ビジョンの中に、まちなか繁盛店づくり事業ということが掲載されておりました。これは、本市の商店街の現状を「大規模店の進出や市外への購買力の流出が続く中、商店主の高齢化が進行し、新たな取り組みが難しくなっている」、当局は商店街の現状をこのように認識されておりますが、やはり先導的プロジェクトとして、まちなか繁盛店づくり支援事業に取り組み、業界を主導する店舗を育成し、先ほど言われてみえたやる気のある店をとこの部分がここにあるのかかもしれませんが、商店街の振興を図る計画を打ち出しておられます。

現在、商店街の果たす役割は、昔からそうですけれども、単に商品を売るだけでなく、地域のコミュニティとして、多様な分野においてその必要性が今より増しているのではないかと感じています。

この事業を進める上で、行政、商工会、また商店街、各個店の連携が欠かせないということを思います。具体的に、この事業によって、既存の商店の集客力の向上や町なかの復活・再生にどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 商店街の再生といった御質問でございます。

今おっしゃられたとおり、商店街を取り巻く状況は大変厳しくなっております。もともと商店街

というのは、その地域の住民の方にとっては生活の利便性を提供する大事な基盤であるというようにございますし、コミュニティーをつくる、形成する、そうした場でもあるかと思います。いろんな面で、この商店街が衰退していくということは本当に暮らしにくい地域になっていく、またそれがひいては人口流出にもつながるというようなこともあるかと思います。

こういう認識をぜひ商工会の関係者、地域、各団体、行政、みんながやっぱり共通の問題としてとらえていただきたいと思います。まずは、商工会と行政が先導役とはなりますが、個々の商店や商店街の人たちも、その話し合いの中に進んで入っていただいて、一緒にその再生振興策を考えていただきたいと思いますところ です。

商店街の再生については、個々の商店の経営の向上とそれから商店街のにぎわいを取り戻すことと、両面があるかと思います。今、商工会や市の行政で取り組んでいること、これから取り組もうとしていることを幾つか申し上げさせていただきます。

まず一つは、お買い物動向調査でございます。今、この調査は進んでおりまして、間もなく結果が発表をされます。非常に実態に切り込んだ鋭い指摘もあるようでございまして、今度3月24日に結果説明会がございしますが、ぜひこの場で皆さんが共通の理解とその危機感を共有していただいて、その中から先への振興策をともに考えていっていただきたいと思います。23年度は、その新たな方策に取り組む年にしたいと思っております。

二つ目は、お買い物支援のサービスの実証実験でございます。明宝地域と和良地域をモデル地区にしまして、この新年度にお買い物支援サービスの実証実験を実施いたします。郡上市のケーブルテレビのデータ放送の部分を使いまして、住民が注文する、そして商店がそれを受けて配達をするというふうな、そうしたサービスの実証実験でございます。この成果を検証しまして、どういうようにこれから地域の集品販売の拡大につなげるのかを検討していきたいということでございます。

三つ目には、新規事業ですが、ショッピングサイトの郡上モールの開設を予定しております。ちょっと時間がございませんので、内容はまた追って説明させていただきます。

それから、先ほどおっしゃいました集客力のある中核店を商店街の中につくり出すという、こうした方策も非常に重要だと思っております。商店街の中のそうした中核店を重点的に経営相談、指導をやって、そしてそれを商店街をリードしていくお店として育てていくということでございます。

また、町なか空き店舗を有効に生かすために、現在も商店街活性化の市補助金事業をやっておりますが、新年度もこれを継続して実施していきますので、ぜひ有効に活用して、まちづくりに生かしていただきたいものと思います。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水正照君。

○10番（清水正照君） その業界を主導するような店舗づくり、これはある意味必要かと思いますが、やはりその全体を底上げしていくようなことも考えていただきたいなということを思います。

10年以上も前になりますけれども、ある人から、そこに店があることが福祉事業だというようなことを言われたことがあります。今まさに、世間、いろんなマスコミなどで買い物難民とか、そういうことが盛んに言われておりますが、やっぱりそれぞれ商店も苦しい中で、何とかという思いの中でやっております。今度制度化される地域貢献企業制度ですか、そういったことによっても、やはりその地域の盛り上がりということをつくっていただきたいなということを思います。

市長が、みんなで力を合わせてというようなことを言っておられます。やはり行政側としても、もっとスピード感を出していただき、いろんな施策に取り組んでいただきたいなということを要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で清水正照君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、14番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） それでは、議長より許可いただきましたので、発言、通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、大変遅くなりましたが、さきの11日に発生いたしました東日本大地震におきまして犠牲になられました方々、また御遺族の皆様方にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様方及び御家族に心よりお見舞い申し上げるところでございます。

また、聞きますところによりますと、郡上市民の中にも御家族、また御親戚等で甚大な被害に遭われておる方々もお見えでございます。心よりお見舞いを申し上げます。

今回、避難所に避難をしながらも、またその避難所の体制によりまして、寒さ等でお亡くなりになられるという2次災害というべき事態も起こっておるようでございます。政府におきます一刻も早い本当に救済措置が望まれるところでございます。

以前、平成19年の5月でございましたけれども、福島県の南相馬市から、その市議会総務委員会のメンバーの方、11名の方が、合併後の行革ということで、特にそのときは市民病院に関する視察研修でございましたけれども、お見えになりまして、ごあいさつ申し上げ、また1時間半ほどでございましたが、いろいろと意見交換をさせてもらったというような状況も思い出しております。

今回は、南相馬市におかれましては原発の被害も受けてみえるようでございますので、この被害がこれ以上広がらない、拡大しないよう、また一日でも早く鎮静化し、復興するよう、南相馬市の皆様方の安心・安全な市政となりますよう、心からお祈りを申し上げるところでございます。

それでは、一般質問に入らせていただきますけれども、もうここまで来ると、本当に長い長い道

のりでございまして、ほとんどのことが皆さん方の間で済んで終わったような気もしておりますけれども、まず1点目でございますが、ここには地域安全・安心ステーションの設置をということで掲げておりますけれども、もう少し具体的に言えば、子どもたちに安心を与える自主防犯活動の強化ということでございまして、この地域安全・安心ステーションという事業は、警視庁、また岐阜県警の事業でございまして、これに郡上市では平成18年に八幡町の川合地区の防犯パトロール隊が指定をされまして、活動を始められました。なお、その活動につきましては、現在でも続いておりますのでございます。

その後、郡上署管内では、新たな指定を受けての活動はないようでございますけれども、県内各地を見てみますと、いろんな各所におきまして、それぞれ年度ごとに実施団体として指定を受け、実施をされておるようでございます。

しかし、この郡上市におきましては、PTA、また補導員、そして青少年推進員等の街頭補導、街頭活動、また地域の安全パトロールなどボランティア活動によりまして、大きな事件もなく、本当に安全が保たれております。郡上署の方とお話しするときも、やはり郡上は本当に安全だと評価をされておる声も聞いてまいりました。

しかしながら、この現代の世の中の状況は、いつ、何が、どこで、またどのような場所で起きるか、本当に想像もできないような状況であります。先ごろの3日でしたか、熊本のスーパーにおきまして、家族でショッピングセンターへ買い物に来ていて、レジを待つ間に女の子が一人トイレに行ったときに男に殺害をされたという、本当に痛ましい事件がありました。その上、河川敷に放置されたという、本当に残忍な事件でございましたけれども、被害に遭われました清水心ちゃん、また御家族には、本当に御冥福お祈り申し上げ、お見舞いを申し上げますのでございます。

それで、郡上市内を見てみますと、やはり市街地、また各地域におきましても、日ごろの子どもの行動に本当に十分に目が行き届いているとも言いきれない状況でございまして、また以前のようにお巡りさんが自転車に乗って地域管内を見て回る、巡回するという姿も、このところなかなか目にすることもなくなったように思っております。

学校からの下校時、また放課後、そして休日の地域での子どもたちの生活に、大人の目がどれだけ向けられているか。車による巡回パトロールだけでなく、子どもの時間に合わせ地域の生活、そういうふうなことも大切でないかと思っております。昨日の田代議員の長寿応援ポイントの中にも、下校時に学童の見守り活動、そういうものも入れていくべきではないか、入れたらというような御発言もございました。

この市として、子どもたちを取り巻く健全で安心できる環境づくり、この施策の充実に向け、いま一度点検をし、必要なのはやはり市民と行政とが一体となって協力体制を整える必要があるのではないかと考えておりますけれども、いかがお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、答弁をさせていただきますが、ただいまの自主防犯活動の強化についてということで御質問をいただいたと思います。

大きく3点に分けまして御説明、御答弁したいと思います。一つは、生活安全への取り組みということで、現状の市の取り組みについて御説明したいと思いますし、二つ目は、見守り、声かけ活動などの具体的な自主防犯活動の実態、そして3点目としまして、今後の取り組みと申しますか、考え方につきまして御説明をさせていただきます。

それで、ただいまお話の中にありましたように、子どもたちを初めとしまして、市民の皆さんの生活の安全に関する問題等の対応でございますが、そうした発生状況でありますとか、そのための解決策ということで、そういう場を協議していただく機会ということで、市では郡上市生活安全推進協議会というものを設けて、いろんな御相談をさせていただいております。

ここで、そういった状況に基づきまして、犯罪、事故等の防止に当たるということでの取り組みをするわけでございますが、委員としましては、自治会、それからPTA、学校、少年推進委員会、それから少年補導員、シニアクラブ、さらには郡上警察署等々の代表の方、関係者をお願いをしまして、これは市長から委嘱をさせていただくわけですが、場を持ってございます。年2回そうした場を持っておりまして、時期としましては、新学期を迎えましてすぐの6月のそこそこの時期、それから2回目は冬休みを迎えます折の12月に入った後ごろで開催をしております。

そうした会合の折に、特に郡上市のほうからは、その折のそうした犯罪事例といいますか、市内の防犯状況等をつぶさに御説明といいますか、御報告いただき、そしてそれぞれの団体でございませうけれども、活動状況等を御報告していただくということで進めております。そうした折に、いろんなそれぞれの団体の取り組みについての情報の共有化ということで、自発的な取り組みをこれまででもお願いをしてきておるという経緯でございます。

それで、二つ目に、見守り、声かけ活動などの自主防犯活動の実態でございます。今、議員もお話の中に触れていただいたことありますが、まずは、市内では川合小学校の地域パトロール隊、これは18年に県の県警ですが、地域安全ステーション事業ということで指定を受けまして、地元の青少年育成部会、さらには川合小学校のPTA、こちらと合同で、そうした安全確保を目的にやっております。

そして、この事業の特徴ですけれども、適用を受けますと、防犯パトロールの関係のそういった物品といいますか、関係しますものの貸与が受けていただけるとか、もちろん安全情報の提供もよく提供していただけるといいますか、スムーズにいただけるとか、それからこれが特色なんですけれども、警察官との合同のパトロールというようなことで、より効果的な活動ができるというよう

なことになってございます。

この指定を受けておる活動とは別ですけれども、市内では本当に幾つかの活動を展開してやっていただいております。ほとんどの小学校で、特にPTAを中心にしまして、補導員さん、あるいは推進委員さん、さらにはシニアクラブの皆さん、また地域の人たちが自主的に取り組みをいただいております。

特に、見守り等の関係では、和良地域ではお帰りチャイムですね。これに合わせまして、地域の人たちが児童の下校時に外へ出て見守る活動を申し合わされてやっておられるということを聞いております。それから、美並地域におきましても、こちらはシニアクラブの皆さんですけれども、子どもの下校時にやはり同様の活動をしておられるということを聞いております。そして、八幡地域でございますけれども、少年補導員、あるいは推進委員さん、それから関係の皆さんが毎週金曜日に防犯パトロールということで、今お話になりましたけれども、そうした巡視もやっていただいております。

それで、今後の取り組みにつながるわけなんです、いずれにしましても、体制としましては、今冒頭に申しました生活安全推進協議会、こちらが既に立ち上がっておりますので、そこを中心に、自治会、あるいはシニアクラブ、PTA等々の関係者の御協力をいただきながら、地域におけます安全・防犯のネットワークづくりをさらに推進したいと、こういうふうに思っております。

いずれにしても、家庭、あるいは学校、地域社会が一体になりまして、社会全体で子どもを守り育てるという活動を継続的に取り組めるように進めていきたいと、こういうふうに思っております。

それから、新年度の新たな取り組みということで御紹介しますが、防犯情報や、あるいは防災情報ですけれども、これを希望されます方に、携帯電話でございますけれども、安全・安心メールの配信ということで新規に取り組みたいと、こんなふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ありがとうございます。いろんな決めた取り組みも必要ですが、やはり平素の生活の中でのいかにして見守りながら育てていくかということも本当に重要なんではないかなというふうに思っております。

続いてでありますけれども、今子どものことを申しましたけれども、現在この郡上市内におきましては、警察官立寄所という木の札がかかったところが、金融機関でありますとかコンビニ、また最近ずっと行ってないんですけれども、パチンコ店等に設置をされておるというようなことでございまして、多くの人の集まるところに、これは警察署としての情報収集、また警戒活動の必要性からこれが設置されておるということでございまして、ここに市民が何か相談事を持ち込んだり、そ

していろんな情報等を出す、提供するところではないようでございますが、いわば、その市民生活とは若干かけ離れたものではないかなというふうに感じております。

しかしながら、この郡上市におきましても、いろんな訪問販売など、さまざまな不審な業者が入り込んできておるのも事実でございます、よくあるのが、車で、トラック等で果物等を積んできて、そして人を呼び集めて販売をしようと、そこで断ると暴言を吐いていくというようなこともございますし、最近では、私どもの丁寧に仕事場へも来て、自宅へも来たんですけれども、貴金属を鑑定するといって、川合地区へも来ておるんです。そして、八幡と穀見地域へも来たんですが、女性が出てくると、貴金属を鑑定するのでちょっと見せてくれというようなことで、私どものところは、この家には何にもないと思ったそうで、そそくさと帰っていきましてけれども、かなりのところで、川合地区ではかなり粘られたということもございました。

そんな業者も出入りしておりますし、以前の阪神・淡路の震災のときも、この偽りの募金活動ということで、名札だけして、それにどこの団体とも、そして顔写真も張ってあるわけでもございせんけれども、そういう偽りの団体が募金活動をしてきたというような事実もございます。今回のこの震災におきましても、かなりこの辺は注意していかなければならないのではないかなというふうに思っておりますが、これで犠牲になられる方は、ふだん家に、家庭に見える女性であり、また高齢者、そして老人家庭であろうと思うわけでございます。

そんな中で、やはりそういう人が来たときには、本当に不安になられるのであらうと思いますけれども、今郡上市内を見ても、本当に駐在所というものが縮減されて、そして美並でも一つ減ったりとかいうような話、そしてその上、どうも今現在ある駐在所におきましても縮小されるのではないかなというような話も聞いておるんですけれども、決してこれが安心・安全のまちとはいえないような状況になってきておると思います。

こんな中で、私ども思いますには、やはり警察官が制服を着て巡回中にでもちょっと立ち寄って、1時間、2時間待機しとってくれる。また、そこには防犯協会の方々、そして補導員等が立ち寄り、市民が気楽にいろんな情報を持っていける。そして相談できるような、そんなところが、例えば公共施設の片隅で、片隅という言い方がいいかどうか分かりませんが、そういうふうなところに設置できないかというふうに思っとなるわけでございますので、この辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） お答えをさせていただきます。

立寄所の設置ということでございますが、その前にですが、その前にといいますか、答弁に当たりまして、22年におきます市内の犯罪等の状況について若干御説明してから、御答弁させていただきます。

市内の22年の発生状況ですが、338件発生しておりまして、対前年度に47件減少ということでございます。具体的にその種別ですが、内訳を見ますと、車上ねらいが一番多く、58件ということで、対前年15件増ということでございますし、続いて多いのが自転車の盗難といえますか、盗まれたということでの22件、さらには事務所荒らしというような順番で続いております。でございます。

郡上署によりますと、この状況ですけれども、車上荒らし等の増加につきましては、やはり高速道路ですね。これの整備に伴いまして、他地域からのそういうこちらの郡上に来まして、そうした犯罪を犯すという例が考えられるがということでございます。

それで、特にこの八幡地域におきましては、近年といえますか、このところ、市街地の散策といえますか、そういう交流人口の増ということもありますので、その辺の治安といえますか、状況はどうやということで確認をしたわけなんです、おかげさまで、そちらのほうの犯罪はふえていないといえますか、そういうことでの確認はないかと、増加してないかという話を聞いております。

それで、この立寄所のことでございます。議員の御提案の立寄所につきましては、警察官を初め防犯協会の方ですとか、あるいは指導員等のそういう複数の者が寄り、そして活用できる施設を含めての場所のことをおっしゃってみえるというふうに受けとめたわけなんです、県内でこうした取り組みがなされていないかどうか確認をしましたところ、県下では1カ所ですね。羽島市のほうで、岐阜羽島駅の南地区に、名称を民間交番「駅南防犯ステーション」という名のもとで設置がされておるといようなことを聞いております。それで、経緯につきましては、その羽島駅の南側、南地区の犯罪がふえてきたということから、該当地区の自治会が中心になられまして、その地区の皆さんやら各種の団体に呼びかけられて、昼夜、昼、夜ですが、防犯のそういう呼びかけでありますとか、防犯パトロールをされると、その折の拠点にしておられるというふうに聞いてございます。

こういうステーションが確かに身近なところにあるということによりまして、いろんな効果といえますか、考えられるわけなんですけれども、まずは、やはり市民の防災意識が身近にあることによって高まることは間違いのないことだということを思っておりますし、もう一つは、やはりその犯罪の抑止ということで、その効果も間違いのないことだというふうに思っています。また加えて、その関係します皆さんが、そのよりどころとされることによりまして、情報のそういった共有ということでも図れるということから、その活動もより高まるということは間違いのないことだというふうに思っております。

それで、こうした施設を市にどうかというふうになるわけなんですけれども、さきの質問の折の生活安全推進協議会、こういう場で、これまで特にそういった内容でもって御相談をするということも事実持ってございませんでしたので、今後の協議の中で、そういう事例ということでの提案もしていきたいということを考えておりますし、八幡町といえますか、郡上でのそういうこれ

からの課題ということからしますと、特に城下町プラザを中心にしました、そういうにぎわいの中での犯罪とかということも懸念されるといいますか、想定されることでもありますので、そういう取り組みをしていきたいと思います。

それと、具体的にはいま一度羽島市と、あるいは他の地区が県外を通じて同様の取り組みをしておられるところがあるかもわかりませんので、そうした先進事例の活用状況等もよくよく調査といえますか、調べてみたいというふうに思っておりますし、さらには特にこの施設をこれから使っていただくこととなります関係団体の県下の活動の状況でありますとか、それからこれからの取り組み、さらにはその地域に関係します自治会の皆様のそういった思い、そういったものもよくよく聞きながら前向きに取り組みを進めたいと、こんなふうに思っております。以上です。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） はい、ありがとうございます。今の羽島市なんですが、ここは大垣とか一宮とか、いろんな地域と連携をして美濃路エリアセーフティー連絡協議会というものを立ち上げて、それで先ほど高速の話が出ておりましたけれども、幅広い地域で防犯協定が結ばれておるというようなことで取り組みがなされておりますので、またその辺についても調査していただきながら進めていっていただきたいと思います。

時間もないようでございますけれども、市長に今考えてみますと、先ほども言いましたように、どうも郡上署の署員の削減をされているようでございますし、先ほど言いました駐在所もだんだんと数が減っておるといようなことであります。いろんな事故等で署のほうへ電話しても、なかなかパトカーも来てくれんというような状況もあるようなことでありますが、どうも郡上署の経費につきましては県で持っておられるような状況で、県の財政状況からの縮小というようなこともお聞きするわけでございます。どうも県の方針がちょっと考えますと、安心な環境づくりとは逆行するのではないかとというようなことも考えるわけなんですけれども、郡上が今平穏だからいいのでは、これはちょっと困るわけでありまして、駐在所等のあったものがなくなるということになりますと、やはり市民にとっては大変不安なこと、思いがすると思うんですが、その辺につきまして市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、郡上も高速道路が全通をし、いわばどんな人でも、どこからでも入ってこれて、そしてどこへでも抜けていけると、こういう地域環境になっておりますので、地域社会の治安、安全ということが非常に大切な課題であるというふうに思います。具体的に郡上署の警察官が、特に岐阜県全体の警察官の配置ということで、特に手薄であるかどうかということとはちょっと検証してみないとわかりませんが、21年の4月のデータで見ますと、岐阜

県の警察官数は全体で3,442人、そのうち本部勤めの人が993人で、署勤めの人が2,449人ということです。2,449人の各署に勤務している警察官の数で岐阜県の人口を割りますと、おおむね警察官1人で850人前後の県民を守ることになるろうかと思いますが、その数で計算すると、現在の郡上市の4万5,000人程度の人口ですと、おおむね52人ぐらい前後ということになるんじゃないかと思います。

現在の郡上署の定員数が年度によって若干違っているようですが、大体おおむね51人から49人ぐらいの定数だというふうにお聞きをいたしております。現行で著しく郡上署が安全だからと、安心だからということで、警察官の数が手薄であるということとは言えないと思いますが、しかし、今申し上げたような状況でございますので、郡上署においても警察官の適正な配置をお願いをしていくという考え方を持って臨みたいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） はい、ありがとうございます。やはり郡上、大変な広さがございますので、その辺もまたいろいろと考慮していただきながら求めるものは求めていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

さっぱり時間がなくなってまいりましたけれども、2点目でございます市の国保財政の現状と市民への周知ということで、国保につきましては今回の一般質問、多くの方々が行ってみえますので、要点だけで、私の思うところだけでの質問にかえさせていただきますが、今度、先ほども市長が今回の提案は変更が絶対ないんだという御発言をされておりました。これ全体での10%引き上げということを市民の方々にいかにして理解をしていただくか、その辺が本当に大切なことであろうと思います。運営協議会のときにも委員の方から、これ上意下達でやるんでなしに、とにかく多くの皆さんに理解をしていただいて進めていくべきだというようなお話が出ておりましたけれども、本算定は8月ということでございますが、ここのところから進めな、市民の被保険者の皆さんに理解をしていく必要があると思うんですけれども、この辺の理解を求めることにつきましてどのような方法でやっていかれるのかお伺いしたいと思います、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 今回の国保税の引き上げということは、先ほども御説明を申し上げましたけれども、非常に国民健康保険の仕組みの中で、私たちとしても非常に被保険者の皆さんに現在の時点でも大変苦しい中で、さらに引き上げてお願いをするということについては心苦しい思いもありますけれども、一方で国民皆保険制度というものを守っていくためには、必要な負担はお願いをしなければならないという思いでお願いをしているわけでございます。

そこで、確かに大切なことは、よく折に触れてこうした国民健康保険の実態を知っていただくこ

と、そしてその中においてこれだけのことは、負担はやむを得ないなという思いを持っていただきながら負担をしていただきたいというふうに思っています。その際にはたびたび申し上げておりますように、皆さんにだけ負担を押しつけるのではないですよということを申し上げたいと思います。相当程度市の一般財政からも補てんをしながら、この今の状況を切り抜けていきたいと思っているわけですから、そうしたことをぜひ、例えばいろんな地域の集まりであるとか、あるいはシニアクラブの集まりであるとか、いろんなときに、あるいは自治会長さんなんかの集まりであるとか、いろいろと御説明をしてみたいというふうに思っています。こうした問題があるということでございましたので、相当健康福祉部長を初め、今回のこの問題を検討するに当たっては各地で出かけていっていただいて、他の議題のときでも折に触れて、この問題を簡単な図解をしたペーパーを1枚持って行って説明をしてもらっておりましたけれども、先ほどお話がございましたように、新年度へ入っても、本算定が始まる前あたりのところを重点的にそうしたことを御理解をいただくための機会を健康福祉部のほうでも持っていききたいというふうに考えているところでございます。私もまた折に触れて、市民の皆さんには御理解をいただくようにお話をしてみたいというふうに思っています。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） やはり医療費、保険税削減には何が大切かといったら、健康でおることが一番であろうと思います。健康で過ごすには日常、常日ごろの運動が大切であるというようなことでありまして、PPK運動という、市長当然御承知のところですが、元気でぴんぴんと生きてころりと死のうという昭和57年に長野県で始まった運動であります、実はこの体操と同じ体操を今八幡のちょうど日吉神社の社務所のほうで行ってみえまして、休まれるのが祭りの祭礼の3日間ぐらいと、そしてお正月の神社のその場所を使わなならんときだけを休まれて、それ以外は毎日そこへ皆さん自主的に集まって、だれが指導者でもなく体操されて、自分のペースに合わせて体操をされて、本当に元気で過ごされておる、九十何歳の女性の方が元気で、この前、福祉部長も一緒にお邪魔したんですが、その体操、前屈してぺたっをつけるのですが、福祉部長と僕だけが全然つかずに、九十何歳のお年寄りばかりついて、本当に健康そのものということでありました。

そして、それこそ整体へ通っていたけども、この体操を始めてから、全然そういうことも必要なくなった、五十肩が治ったとか、本当に大変皆さん喜んで、その会に出席してみえる、参加してみえるというようなことも伺いしながら、またある一方で、市島地域の女性の方が、自分が行き出したら本当にいいので、近所の女性を誘って、スポーツセンターへ行ってウォーキングして、農作業をしながら、またその上で1日5,000歩を目標にウォーキングして汗を流しておると、その結果、そして手帳を持ってきて見せていただきましたけれども、本当に各地域におきまして、こういうふ

うに健康体操、健康体操というか、健康について随分しっかりと取り組んでみえるんだなということを感じておるんですが、郡上市内、そのほかにもたくさんあると思うんです。

そのことで、ここで市長に県の長寿財団の理事長としてお務めいただいた経験から、郡上市いかにして医療費を削減するにはこの辺が一番大切であるというようなお考えございましたら伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） ただいまもお話でしたが、ぴんぴんころりという運動があるということでございますけども、やはり人間生まれてきて、できるだけ健康寿命を保つということが非常に大切だというふうに思います。そういう意味では、この運動を別の言い方をすると、例えばたしか90歳2週間運動とか、90歳ぐらいまで、それ以上もそうなんですが、天寿を全うしてて、最後の病床で倒れるのは2週間ぐらいでお亡くなりになるというようなことが一つの理想ではないかというようなことでございまして、日本は昔からぽっくり信仰というものもございますけれども、今いろいろ老年学というようなものの研究の中でも何といたしますか、人間は生活力というのが若いときに寝つくと、ずっと生活の力がいわば斜めの線で次第に劣って行って、結構長く寝たきりになってしまうと。

しかし、お元気でずっと並行にある程度生活力、体の力を保てば、直角に最後のほうは比較的短い期間でそういう天寿を全うするというようなことが言われているようでございますので、ぜひそういうことで幸せな一生が送れるようにということで、そのためには今お話がございましたように、ふだんから体操であるとか、そういうことで、できるだけ健康寿命を長く保つことが、いわば最後の人生の終幕というものも幸せな終幕を迎えるということではないかと思っておりますので、そういう地域の皆さんが楽しみながら仲間で寄り集まって、そうした日ごろからの健康管理ということを体を動かすなり、いろいろとお互いに1人で閉じこもらないで、いろいろと交流しながらやっていくということが必要だと思います。そういうことは市のほうのこれからの市民の皆さんの健康対策としても非常に重要なことだというふうに思いますので、大いにそうしたことを進めてまいりたいというふうに思います。

（14番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） はい、ありがとうございます。先ほどちょっとこれ下から持ってきたんですが、これ使うのを忘れたんですけれども、ここにこれ本当に個々の重要なことで、こういうようなことをもっと大いにPRして、高額医療費の給付ですとか、それから出産一時金の支給、これをややもすると、ここでやっとならないようなとり方をされている方もあるようにも思いますので、その辺もよろしくPRのとき進めていただきたいというふうに思いまして、一般質問を終わ

らせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で渡辺友三君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 3日間にわたりまして19名の方に質問をいただきました。御苦勞さまでございました。また、日置市長を初め、執行部におかれましても真摯に御答弁いただきましてありがとうございました。これで本日の日程は終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

（午後 2時23分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 森 藤 雅 毅

郡上市議会議員 美谷添 生

